

独立行政法人国際協力機構の平成15年度の業務実績に関する

項目別評価シート

大項目	1. 業務運営の効率化に関する事項に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	(1) 組織運営における機動性の向上
小項目	<p>途上国のニーズの多様化や我が国の開発援助政策の重点の変化に機動的に対応し得るよう在外事務所にできる限り権限を委譲する。また、在外公館や内外で活動するNGO、その他の援助関係者とも連携を図ることで開発途上地域のニーズを的確に把握する。さらに、組織内で責任の所在を明らかにするよう、役割分担を明確にすることで、迅速な意思決定が可能となるよう組織運営を改善する。具体的には、</p> <p>現地ODAタスクフォース等、現地におけるODA実施のための連携体制に積極的に参加する。</p> <p>一定の体制を備えた在外事務所に対しては、現地の人員・機関を活用して実施する在外主導型の調査・プロジェクトにかかる実施計画の決定や予算執行の権限等を委譲し、主体的に行う業務の範囲を拡大する。</p> <p>在外、国内機関の管理業務の効率化を図るため、本部からの支援を充実させる。</p> <p>組織運営を改善し、意思決定の段階を少なくするとともに、現行の事業実施部門における縦割りの組織編成を柔軟化して再編成する。</p>
業務実績	<p>組織運営における機動性の向上については、「JICA改革プラン」のもと、16年度より本格化させる在外事務所の権限強化と実施能力の向上のための方策の策定や制度整備を行い、また、本部に関しても16年度より導入するチーム制及び事業部の改編のため、人事・組織の規程の整備・改正などの体制整備を完了した。あわせて、54カ国における現地ODAタスクフォースへの積極的な参加を行うとともに、在外事務所・国内機関の経理業務の効率化のための基盤整備を進めた。</p> <p>1. 現地におけるODA実施のための連携体制への積極的参加 (指標: 現地ODAタスクフォースへの参加状況)</p> <p>現地ODAタスクフォースは54カ国に設置されており、機構は国別事業実施計画の策定、援助重点分野毎の問題分析や先方政府・他ドナーの取組状況等(開発課題マトリックス)を踏まえた機構としての協力の目的や方向性の整理を通じ、各国の援助ニーズの把握とマクロ分析、セクター分析等にかかる情報提供を行ったとともに、在外事務所員や派遣専門家が主要開発課題や協力手法等について専門的知見を提供した。</p> <p>2. 在外事務所への権限等の委譲</p> <p>(1) 案件形成段階 (指標: 在外事務所主導で実施した案件発掘・形成支援のための事業の実績)</p> <p>案件形成段階については、現地のリソースを活用した在外プロジェクト形成調査や特定分野域内協力ワークショップ等を、これまでの事業形態毎の投入から新たにプログラム(国毎の重要な開発課題)単位の投入に統合した上で積極的に推進し、平成15年度通年で機構全体としての案件発掘・形成事業339件のうち約42%にあたる142件を在外</p>

事務所の主導により実施する結果となった。

在外プロジェクト形成調査については、「インドネシア保健・医療分野支援」、「中国林業人材養成ニーズ調査」、「ケニア・リプロダクティブ・ヘルス基礎調査」等を実施し、現地のリソースを用いてプロジェクト形成及びそれに必要な情報収集を行った。

また、特定分野域内協力ワークショップについては、「メルコスール観光開発」、「ブラジル中小企業振興・競争力強化」等を実施し、地域の有識者及び援助関係者を集めてワークショップを開催し、効果的、効率的な案件を形成するための討議と意見交換を行った。

(2) 実施段階 (指標: 在外主導技術協力プロジェクト及び在外対応型フォローアップの実績)

実施段階については、主に在外主導技術協力プロジェクト及び在外対応型フォローアップの推進に努めた。在外事務所が計画策定・実施運営を行う技術協力プロジェクトについては、従来の取組を更に推し進め、15年度下半期は、マレーシア「税務人材能力向上」、エルサルバドル「耐震普及住宅の建築普及技術改善」等、合計30件(通年42件、14年度通年9件)を実施した。

また、在外対応型フォローアップについては、在外事務所長の権限強化や現地職員の活用推進など、実施体制の強化に向けた取組を進め、15年度下半期はカンボジア「地理情報整備調査」、ブラジル「カンピーナス大学消火器病診断研究センター機材支援」等、121件(通年186件、14年度通年114件)を実施した。

(3) 評価段階 (指標: 在外事務所による案件別事後評価の実施国数)

評価段階については、協力終了後3年を経過したプロジェクトを対象に在外事務所が実施する案件別事後評価の制度を平成14年度に導入し、平成15年度には14カ国で実施した(インドネシア、フィリピン、タイ、中華人民共和国、ネパール、スリランカ、メキシコ、アルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、サウジアラビア、モロッコ、ケニア、マラウイ)。これにより、制度を導入した国は合計22カ国となった(新規実施国8カ国)。

(4) 予算執行権限 (指標: 在外事務所への予算執行権限の委譲状況(契約担当化する事務所数))

これまで前渡資金会計を採っていた会計役機関のうち、24機関を平成16年4月1日から新たに契約担当役化し、予算執行権限の拡大を図った(平成15年10月1日時点での契約担当役事務所は12機関)。これにより、事業実施の迅速性の向上も期待できる。また、事務所への予算配賦について、個別申請に代え、可能な限り年間一括で配賦するための方策を策定した。

(5) 在外強化のための取り組み (指標: 在外主導に向けた体制の整備状況)

在外事務所の実施運営機能及び案件形成機能の強化、本部からのサポート体制の強化、国内から在外への人員のシフトなど、在外強化のための具体的方策を検討した。また、平成16年度から在外主導の新たな業務の仕組みを導入する重点推進事務所(8カ国)と地域支援事務所(6カ国)の候補事務所を決定し、それぞれの具体的機能について検討を進めた。さらに、現場強化や人間の安全保障の推進等を盛り込んだ「JICA改革プラン」をまとめ平成16年3月に発表した。

3. 在外・国内機関の管理業務の効率化

(1) 経理業務の効率化 (指標: 経理業務の合理化と支援体制の充実)

事業の種類ごとに細分化された予算科目を管理し易いよう整理し、それに伴う経理シス

	<p>テムの改善を行った。併せてシステム上での執行状況の確認機能の充実等にも取り組んだ。会計処理制度についても、決算レートの簡素化や年度末の経理処理の迅速化のための精算方法の見直し等を行った。</p> <p>また、日常的な経理業務に関する照会事項への対応、月次報告書のチェックなどを通じ在外・国内機関の経理事務を支援する専管部署「経理支援グループ」を設置することとし、平成16年度4月からの業務開始に向けた体制整備を行った。</p> <p>(2) 在外事務所からの人材・機材の要望への対応 (指標: 在外からの人材・機材の要望に対応する体制の整備状況)</p> <p>人材の派遣に関しては、コンサルタントについて、在外事務所が選定の各種プロセス(契約請求、コンサルタント選定委員会、契約交渉)に主体的に参画できるようITの活用を前提とした詳細設計に取り組んだ。また、専門家についても、同様に、在外事務所が主体的に人選手続きに関与することを前提とした新たな業務フローにかかる検討を進めた。</p> <p>機材の調達に関しては、コスト、メンテナンス等の観点から、在外事務所が自ら現地調達を行うことを基本とする方針を定め、そのために必要となる現地調達ガイドライン(案)の作成、現地の企業情報等の整備調査(対象8カ国)の実施、現地調達手続き支援ソフトの整備・配布などの取組を行った。</p> <p>4. 意思決定の段階の削減・組織編成の見直し (指標: 意思決定関与者数及び所要日数の減少)</p> <p>組織運営の改善のため、「JICA改革プラン」の一つである組織改編(平成16年4月)においてチーム制を導入し、従来の課長代理以上のポスト数を約1割削減するための準備を行った(4月1日実施済み)。あわせて、同制度の下で、意思決定関与者数が減少し、意思決定の迅速化が実現するよう、決裁合議先の簡略化・チーム長への権限委譲などを含む決裁基準の見直しを実施した。また、従来は、分野別・協力スキーム別に事業を実施していた8部を開発課題別の5部に改編し、開発課題を軸に総合的な取り組みが行えるようにするための準備を行った。</p>
<p>評価方法</p>	<p>独立行政法人からの検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・現地ODAタスクフォースへの参加状況 ・在外事務所主導で実施した案件発掘・形成支援のための事業の実績 ・在外主導技術協力プロジェクト及び在外対応型フォローアップの実績 ・在外事務所による案件別事後評価の実施国数 ・在外事務所への予算執行権限の委譲状況(契約担当化する事務所数) ・在外主導に向けた体制の整備状況 ・経理業務の合理化と支援体制の充実 ・在外からの人材・機材の要望に対応する体制の整備状況 ・意思決定関与者数及び所要日数の減少 </div>
<p>評価</p>	<p>評価 (評価の決定理由及び指摘事項等)</p>

	A	<p>現地ODAタスクフォースへの積極的参加、実施の各段階における在外事務所への権限委譲について成果が認められ、在外・国内機関の管理業務の効率化や意思決定の段階の削減等についても体制整備が進められている。組織運営・実施体制の改善に向けた措置は、全体として中期計画の実施に向け「順調」な状況といえるので、15年度に行った諸条件整備を踏まえた16年度以降の実績（効果）に期待する。</p> <p>今後は、組織運営・実施体制の整備によってもたらされる効果の具体的な内容等について、一層明らかにすることを求めたい。</p>
--	---	---

大項目	2. 業務運営の効率化に関する事項に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	(2) 業務運営全体の効率化
小項目	<p>(イ) 業務全体を通じて、情報化・電子化を進めつつ、効率的な業務運営の環境を確保する。また、事業が有機的かつ効率的になされるよう、必要に応じて在外事務所を含めた事務処理のあり方を見直す。同時に、外部に委託した方が効率的であると考えられる事務については、外部委託を積極的に導入する。具体的には、</p> <p> 専門家派遣、研修員受入等の制度・手続きを精査し、迅速化を図る。</p> <p> コンサルタント契約についての一連の手続きを精査し、迅速化を図る。</p> <p> 文書決裁など意思決定にかかる手続きの効率化や、内部及び外部連絡文書の事務手続き等の合理化を通じ、文書事務の削減を行う。</p> <p> 事業実施にかかる事務について、適当なものについては、積極的に外部委託の導入を図る。</p> <p> 一般競争入札を既に導入済みの国内に加え、現地商慣習の異なる在外においても、複数業者から見積もりを取り、価格競争を原則とすること等により、機材の調達業務の透明化・適正化に努める。</p> <p> 引き続きホームページを通じ公示、入札結果等の調達関連情報を迅速に公表し、透明性の確保を図る。</p>
業務実績	<p>業務運営全体の効率化の観点から、専門家派遣、研修員受入れ、コンサルタント契約などの各種制度・手続の迅速化のための検討を行い、16年度からの実行に向けた体制整備を行った。また、文書事務の削減について所要の見直しを進め、特に定型的な外部連絡文書については下半期中に約15%の削減を実現した。さらに、外部委託について来年度以降に委託の対象とする業務の検討・抽出作業を行ったほか、調達業務について機材の現地調達の価格競争性の促進や調達関連情報の迅速な公表のための取組を行った。</p> <p>1. 専門家派遣、研修員受入れ等の制度・手続きの迅速化 (指標: 専門家派遣の手続き日数、研修員受入れの手続き日数)</p> <p> 専門家派遣手続きについては、決裁の合議先を省略するなど手続き業務を見直し、平成16年度から1件当たりの派遣手続き日数を5日間短縮することにした。これにより派遣期間が30日未満の専門家では派遣手続きが25日から20日(20%短縮)、派遣期間30日以上専門家では35日から30日(14%短縮)になる見込みである。</p> <p> また、研修員受入れについては、平成16年度より全集団研修コースの応募要項(General Information: G.I)を電子データで作成・発送するための手続を整備した。平成15年度下半期、この電子データによる手続きを4コースにつき試行的に適用したところ、応募要項作成から在外事務所が受理するまでの平均所要日数は平成14年度実績(平均)の26日間から9.3日間に短縮(64%の短縮)された。</p>

2. コンサルタント契約の手続の迅速化、

(1) 公示から契約締結までの手続の迅速化 (指標: 1件当たりの公示から契約締結までに要する期間)

公示から契約締結までの業務フローに関し、内部の選定委員会の開催やコンサルタントの関心表明提出の時期を見直す案を取りまとめた。右案については平成16年度の制度化を予定しているが、これにより公示から契約締結までに要する日数が平成14年度実績の約72日から約7日間(10%)短縮する見込みである。

(2) 精算手続の迅速化 (指標: 1件当たりの精算手続に要する期間)

精算手続に関し、コンサルタントに提出を求める現地調査費関連の証憑類やその確認方法を見直し、平成16年度中に新たな制度を導入するための準備を行った。これにより、精算手続に要する日数が平成14年度実績の約37日から約4日間(11%)短縮する見込みである。

3. 文書事務の削減

(1) 決裁プロセスの効率化 (指標: 決裁プロセスの効率化状況)

文書決裁による意思決定プロセスの効率化のため、新組織体制に対応した文書決裁基準の策定に際し、決裁区分の見直し、金額による決裁基準の導入等を行った。また、ワークフロー(電子決裁)の導入を検討するため、パッケージソフトの比較検討・試験的導入を行った。

(2) 内部連絡文書の効率化 (指標: 内部連絡文書の効率化状況)

機構内の内部連絡文書の効率化に向けた方策の一環として、本部と在外・国内機関の間の業務公電の電子化の方策を比較検討した。その結果、本部がファックスにより受信する紙媒体の業務公電を電子的に変換処理し、参照する仕組みを平成16年度前半に試行導入する計画を策定した。

また、各種定例会議の議事録・資料及びセミナー等の報告を、電子メールにて配信するデータベースを構築し、試行運用した。

(3) 外部連絡文書の効率化 (指標: 外部連絡文書の効率化状況(定型的な外部連絡文書数))

関係者と調整を行い、機構から発出している定型的な外部連絡文書約60種のうち、調査団員の派遣決定にかかる報告文書など、9種(全体の約15%)の文書について、平成15年度第四半期から廃止した。これにより、一部の代表的文書に限定して試算した場合でも機構全体で毎年約640件の文書の削減が見込まれる。

4. 外部委託の導入 (指標: 適切なものについての事務にかかる外部委託の実施)

外部委託に適した業務の要件を定義した上で抽出作業を行い、次の業務を外部委託の対象に加える計画を策定し、その一部につき15年度下半期中に実行に移した。

- ・職員の給与計算事務(平成16年度から実施予定)
- ・(開発途上国に対する)寄贈品募集・輸送支援業務(平成15年度下半期に実施)
- ・国内機関における海外からの研修員等の宿泊予約業務(平成16年度以降に実施予定)
- ・開発教育関連事務支援(平成16年度から実施予定(一部の国内機関では平成15年

	<p>度から実施))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内機関における研修コース運営庶務(同上) <p>5. 機材の調達業務の透明化・適正化(指標: 機材の現地調達における価格競争の推進の状況)</p> <p>機材の現地調達における価格競争の促進を通じ、調達業務を更に透明化・適正化するため、8在外事務所において「現地の企業情報等整備調査」を実施し、競争に参入可能な企業の情報を整備した。また、随意契約の方式の一つとして、従来の見積もり合わせに比べ、より価格競争を重視した見積競争方式を導入し、各在外事務所において可能な範囲で活用出来るよう制度整備を行った。</p> <p>現地調達における契約ガイドラインである「現地調達ガイドライン」案を作成し、来年度以降、各事務所において関連の内規を制定するための準備を整えた。</p> <p>6. 調達関連情報の迅速な公表(指標: ホームページ掲載に要する期間及びホームページへの掲載状況)</p> <p>調達契約(海外向け資機材、国内向け物品・役務等、コンサルタント等、提案型技術協力)の公示情報はJICAプラザ(機構の情報提供・情報公開の総合窓口)及びホームページにおいて掲載している。入札結果も終了次第ホームページで公表しているほか、入札参加の手引き、契約の詳細やQ & Aなどの情報は適切に公表、提供されている。</p> <p>15年度下半期においては、機構の本部で実施した各種調達関連情報の公表のうち、改善の余地があると判断したコンサルタント契約の公表方法について見直しを行い、従来2週間に1回の頻度で契約相手方の選定結果を公表していたものを、1週間に1回の頻度で公表する体制に移行させた。</p>				
<p>評定方法</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門家派遣の手続き日数 ・研修員受け入れの手続き日数 ・1件当たりの公示から契約締結までに要する期間 ・1件当たりの精算手続きに要する期間 ・決裁プロセスの効率化状況 ・内部連絡文書の効率化状況 ・外部連絡文書の効率化状況(定型的な外部連絡文書数) ・適切なものについての事務にかかる外部委託の実施 ・機材の現地調達における価格競争の推進の状況 ・ホームページ掲載に要する期間及びホームページへの掲載状況 				
<p>評価</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="284 1632 443 1704"> <p>評定</p> </td> <td data-bbox="443 1632 1433 1704"> <p>(評定の決定理由及び指摘事項等)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="284 1704 443 1968"> <p>A</p> </td> <td data-bbox="443 1704 1433 1968"> <p>これまでが非効率だったと考えられる部分もあろうが、外部連絡文書の削減や調達関連情報の迅速な公開など具体的な改善が認められ、全体として中期計画に示された業務運営の効率化に向けて「順調」な状況である。</p> <p>今後、内部連絡文書の効率化、調達業務適正化などについても結果を出し、一層効率化していくことが望ましい。また、計画の実現に向けての予測・筋道・モニタリングなどの取り組みを強化していくことが望ましい。</p> </td> </tr> </table>	<p>評定</p>	<p>(評定の決定理由及び指摘事項等)</p>	<p>A</p>	<p>これまでが非効率だったと考えられる部分もあろうが、外部連絡文書の削減や調達関連情報の迅速な公開など具体的な改善が認められ、全体として中期計画に示された業務運営の効率化に向けて「順調」な状況である。</p> <p>今後、内部連絡文書の効率化、調達業務適正化などについても結果を出し、一層効率化していくことが望ましい。また、計画の実現に向けての予測・筋道・モニタリングなどの取り組みを強化していくことが望ましい。</p>
<p>評定</p>	<p>(評定の決定理由及び指摘事項等)</p>				
<p>A</p>	<p>これまでが非効率だったと考えられる部分もあろうが、外部連絡文書の削減や調達関連情報の迅速な公開など具体的な改善が認められ、全体として中期計画に示された業務運営の効率化に向けて「順調」な状況である。</p> <p>今後、内部連絡文書の効率化、調達業務適正化などについても結果を出し、一層効率化していくことが望ましい。また、計画の実現に向けての予測・筋道・モニタリングなどの取り組みを強化していくことが望ましい。</p>				

大項目	3. 業務運営の効率化に関する事項に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	(2) 業務運営全体の効率化
小項目	<p>(口) 中期目標期間中、業務の質の維持・向上を図りつつ、各種事業の実施に必要な主要な投入（専門家派遣、研修員受入れ、機材供与、調査団派遣等）に係る単位当り経費について平均で10%程度の効率化に努める。また、事業実施における各種経費についても、徹底した節減を行う。具体的には、</p> <p>専門家派遣について、事業目的に応じた適切な派遣期間の設定を行い、特に、長期に派遣する人数を中期目標期間中に10%削減するように努めるとともに、専門家に対する手当等について、適切な人選を妨げない範囲で合理化を進める。</p> <p>研修員受入れ事業について、本邦滞在期間の弾力的設定等により、中期目標の期間中に研修員一人当たりの滞在経費を平均で5%削減するように努める。</p> <p>機材調達について、調達方法の改善等により、中期目標の期間中に機材の調達経費を案件一件当たり又は専門家一人当たり10%削減するように努める。</p> <p>機構が直接派遣する調査団については、インターネット等情報通信インフラを活用すること等により、中期目標の期間中に調査団一件当たりの所要経費を10%削減するように努める。</p> <p>コンサルタントに係る経費については契約方法の合理化等により、中期目標の期間中に一案件当たりの調達経費を10%削減するように努める。</p> <p>機構に対する報告書等各種印刷物について、電子媒体によるものを増加させる等により、印刷製本費を、中期目標の期間中に10%削減するように努める。</p>
業務実績	<p>機構の中期計画予算（平成15年度下期～平成18年度）では、平成16年度以降の運営費交付金について、毎年度1.22%の効率化を行うことが定められている。これによる削減額は、平成15年度予算との比較では、16年度約20億円、17年度約39億円、18年度約59億円であり、計118億円となる。</p> <p>機構は、右効率化を実現するため、中期目標期間中、業務経費については主要な投入にかかる単位当り経費の平均10%程度の削減及び事業実施における各種経費の徹底した節減、一般管理費については平成14年度と比べて10%の削減を、それぞれ図ることとしている。</p> <p>業務経費の効率化にかかる平成15年度下半期の具体的な取組状況は以下のとおり（一般管理費の効率化についてはシートNo.4参照）。</p> <p>1. 長期専門家の派遣人数の10%削減等</p> <p>(1) 長期専門家の派遣人数の10%削減（指標：長期派遣専門家（新規派遣）の人数を10%削減）</p> <p>要請案件に対する事業目的に応じた適切な派遣期間の設定などを通じて、1年以上派遣される長期専門家の人数は543人（平成14年度通年）から477人（平成15年度通年）（平成15年度下半期では245人）に12.2%減少した。その結果、派遣期間が</p>

1 年未満の短期専門家の占める割合が増加し、長期専門家と短期専門家の比率は、1 対 3 . 3 から 1 対 3 . 6 に推移した。

(2) 専門家に対する手当等の合理化 (指標 : 専門家の手当等の合理化の実績)

専門家住居手当について、合理化にかかる取り組みの一環として、上限額の見直し及び効率的な認定方法の検討を行い、新たな制度を平成 1 6 年 4 月 1 日から適用することとした。これにより、アフガニスタンを除く 9 0 カ国の上限額が下がるほか、在外事務所長等への認定権限の委譲、申請手続きの簡素化などが進展することとなる。

2 . 研修員の滞在経費 5 % 削減 (一人当たり) (指標 : 研修員一人当たりの滞在経費を平均で 5 % 削減)

各国際センターの研修コースの所管を調整することにより研修員受入時期を平準化し、国際センターの宿泊施設利用を促進するとともに、効率的な研修日程を組むことにより受入日数を削減した。その結果、研修員一人当たりの滞在経費が 6 2 0 千円 (平成 1 4 年度通年) から 5 8 5 千円 (平成 1 5 年度通年) となり、 3 5 千円 (5 . 6 %) 削減された。

3 . 機材の調達経費の 1 0 % 削減 (案件一件当たり又は専門家一人当たり) (指標 : 機材の調達経費を案件一件当たり又は専門家一人当たり 1 0 % 削減)

(1) 専門家携行機材費

専門家が任地で技術指導に使用する目的で購入する携行機材について、損料方式、事務所からの貸与方式等により新規購入経費を節減する方策を検討し、制度化のための準備をした。

(2) 供与機材の諸経費及び供与機材費

相手国政府への供与機材について、諸経費 (= 輸送費) 及び機材費 (= 機材の購入経費) の削減を図るため、現地調達を促進することとした。具体的には、1 5 年度下半期に現地調達ガイドライン案の作成、現地調達に際し競争に参入可能な企業の情報等にかかる調査の実施 (8 在外事務所) 、巡回指導の実施 (6 在外事務所) などを行った。

1 5 年度の実績は以下のとおり。但し、上記の方策による効果は未だ発現する段階にないところ、今期の削減については、主に案件の採択状況やプロジェクトの進捗などの外部的要因によるものと位置づけるべきと判断する。

	H 1 4 実績	H 1 5 実績 (参考値)
専門家一人当たりの携行機材費	5 4 8 千円	4 9 8 千円
案件一件当たりの諸経費	5 9 9 千円	2 7 3 千円
案件一件当たりの供与機材費	2 4 , 0 7 3 千円	1 9 , 2 3 7 千円

4 . 機構が直接派遣する調査団の所要経費の 1 0 % 削減 (一件当たり) (指標 : 本邦発の直営で派遣する調査団一件当たりの所要経費 (旅費) を 1 0 % 削減)

機構が直接に派遣する調査団の一件当たり所要経費は、調査団の派遣先として中近東など遠隔地が増えたことなどにより、1 4 年度実績値 1 , 8 6 6 千円から 1 5 年度は 1 , 9

	<p>18千円へと2.8%増加した(調査団の派遣先件数の前年度比は、アジア地域 8.2%に対し、中近東+20.2%、欧州+14.5%、米州+9.0%等。)</p> <p>ただし、15年度に本邦からの派遣を計画していた調査団のうち、在外事務所による協議や調査を行うことで代替した件数(85件)を仮に派遣したとして調査団総数に含めて試算すると、一件当たり所要経費は1,829千円となり、14年度実績1,866千円に比べ2.0%の削減となる。</p> <p>なお、平成15年度下半期に、平成14年度の調査団派遣実績等を分析し、関係各部署における調査団一件当たりの所要経費を削減するためのアクションプランを策定し、周知徹底するとともに実施に移しており、その結果、事前の情報収集の徹底、テレビ会議や電子メールなどITの活用、団員人数の精査、一部の調査団員の在外事務所員による代替などにより、調査団一件当たりの平均団員数が、14年度の2.56人(通年)から15年度下半期2.38人(通年2.44人)へと7.0%減少した。</p> <p>5. コンサルタントに係る調達経費の10%削減(一案件当たり)(指標: コンサルタント調達経費を一案件当たり10%削減)</p> <p>開発調査や基本設計調査などの業務実施契約に関し、中期目標期間中に一案件当たりのコンサルタント調達経費の10%削減を図るため、15年度においては具体的な方策を取りまとめ、平成16年度以降、順次制度化を図る予定となっている。方策としては、定型的な事業の契約相手先選定における価格競争の拡大、精算方法の簡素化やプロポーザルの簡素化によるコンサルタントの経費負担の軽減、現地コンサルタントの活用拡大等による経費の削減などを検討した。</p> <p>6. 印刷製本費の10%削減(指標: 印刷製本費の10%削減)</p> <p>中期目標期間中の印刷製本費10%削減のため、機構が直営で作成している報告書並びに業務実施契約及び業務委託などにより作成している報告書等について、印刷部数の節減に配慮したほか、これら報告書の印刷単価、配布先などにかかる情報の収集や、経費削減に向けた具体的な方策にかかる検討を進めた。また、研修事業において、研修募集要項の電子化を一部試行するとともに、来年度右取り組みを在外事務所のない国を除き広く導入するための準備を進めた。</p> <p>以上のような取組の結果、平成15年度実績値(通年)は824百万円(15年度下半期500百万円)となり、平成14年度実績値892百万円から7.6%減少した。</p>
<p>評定方法</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期派遣専門家(新規派遣)の人数を10%削減 ・専門家の手当等の合理化の実績 ・研修員一人当たりの滞在経費を平均で5%削減 ・機材の調達経費を案件一件当たり又は専門家一人当たり10%削減 ・本邦発の直営で派遣する調査団一件当たりの所要経費(旅費)を10%削減 ・調達経費を一案件当たり10%削減 ・印刷製本費の10%削減

評価	評定	(評定の決定理由及び指摘事項等)
	B	<p>各経費の削減目標達成のための準備を行っているが、研修員滞在経費や印刷製本費については一定の削減効果も確認されており、削減目標達成のための措置は、全体として中期計画の実施に向けて「おおむね順調」な状況である。</p> <p>ただし、通常はこのような削減は初年目に大幅に実現することが必要であることも考慮すべきである。今後、取り組みの効果がでて効率化が進むことを期待するが、年度毎の見通しや留意点などを可能な限り数値によって示していくことが望ましい。</p>

大項目	4. 業務運営の効率化に関する事項に関する目標を達成するためとるべき措置																																										
中項目	(2) 業務運営全体の効率化																																										
小項目	(八) 機構は、中期目標期間中、一般管理費（退職手当を除く。）について平成14年度と比べて10%程度の効率化に努める。具体的には、 本部の管理経費（退職手当を除く。）について平成14年度と比べて10%程度効率化する。そのため、人件費、事務所借料、公用車に係る経費、パソコン経費、内外通信費、派遣要員に係る経費等を削減する。																																										
業務実績	<p>1. 削減に向けた基盤づくり</p> <p>機構は、平成18年度には平成14年度に比べて本部の管理経費の10%（10.57億円）を削減するため、本部事務所借料の削減の実施、新人事・給与制度の策定と導入準備、及び早期退職の促進など、継続的な削減効果が見込まれる抜本的な対策の基盤づくりを行った。</p> <p>事務所借料の削減について、賃貸料の交渉による単価削減（約4千円/月・坪）を平成15年度下半期より実施した。これにより、平成14年度に比べて毎年約2億円の削減効果が見込まれる。</p> <p>人件費については、長期的に人件費を抑制する効果を持つ新人事・給与制度を策定し、平成16年7月からの導入に向け、職員への説明や労働組合との交渉を行った。また、早期退職については更に推進するため早期退職の制度的な検討を開始した。</p> <p>2. 平成15年度の実績</p> <p>平成15年度の一般管理費（退職手当を除く）の実績は、内訳である物件費と本部人件費の削減に取り組んだものの、消費税納付額の増や本部から在外への人事異動の遅れにより、平成14年度予算に比べると390百万円の増であった（平成14年度実績と比較すると1百万円の支出減）（表1）。なお、平成15年度の物件費、及び本部人件費の削減努力の状況は下記（1）及び（2）のとおり。</p> <p>（表1：平成15年度の実績） （単位：百万円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>14年度 予算額 (A)</th> <th>14年度 支出実績 (B)</th> <th>15年度 支出実績 (C)</th> <th>増減 (対14予算) (C)-(A)</th> <th>増減 (対14実績) (C)-(B)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費</td> <td>10,563</td> <td>10,954</td> <td>10,953</td> <td>390(3.7%)</td> <td>1(0.0%)</td> </tr> <tr> <td>除消費税</td> <td>10,563</td> <td>10,954</td> <td>10,757</td> <td>194(1.8%)</td> <td>197(1.8%)</td> </tr> <tr> <td>物件費</td> <td>3,493</td> <td>3,314</td> <td>3,481</td> <td>11(0.3%)</td> <td>167(5.0%)</td> </tr> <tr> <td>うち消費税</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>195</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>除消費税</td> <td>3,493</td> <td>3,314</td> <td>3,285</td> <td>207(5.9%)</td> <td>29(0.9%)</td> </tr> <tr> <td>人件費</td> <td>7,070</td> <td>(注)7,640</td> <td>(注)7,472</td> <td>402(5.7%)</td> <td>168(2.2%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 14年度と15年度上期は、決算において本部分を区分していないため、給与支給実績に基づき計算</p> <p>(1) 物件費（平成15年度実績）</p> <p>平成15年度の物件費については、平成14年度予算ベースとの比較では11百万円の</p>		14年度 予算額 (A)	14年度 支出実績 (B)	15年度 支出実績 (C)	増減 (対14予算) (C)-(A)	増減 (対14実績) (C)-(B)	一般管理費	10,563	10,954	10,953	390(3.7%)	1(0.0%)	除消費税	10,563	10,954	10,757	194(1.8%)	197(1.8%)	物件費	3,493	3,314	3,481	11(0.3%)	167(5.0%)	うち消費税	0	0	195			除消費税	3,493	3,314	3,285	207(5.9%)	29(0.9%)	人件費	7,070	(注)7,640	(注)7,472	402(5.7%)	168(2.2%)
	14年度 予算額 (A)	14年度 支出実績 (B)	15年度 支出実績 (C)	増減 (対14予算) (C)-(A)	増減 (対14実績) (C)-(B)																																						
一般管理費	10,563	10,954	10,953	390(3.7%)	1(0.0%)																																						
除消費税	10,563	10,954	10,757	194(1.8%)	197(1.8%)																																						
物件費	3,493	3,314	3,481	11(0.3%)	167(5.0%)																																						
うち消費税	0	0	195																																								
除消費税	3,493	3,314	3,285	207(5.9%)	29(0.9%)																																						
人件費	7,070	(注)7,640	(注)7,472	402(5.7%)	168(2.2%)																																						

減にとどまった（14年度支出実績との比較では167百万円増となった）（表1）。これは、事務所借料（36百万円）、公用車経費（9百万円）、パソコン経費（51百万円）、内外通信費（5百万円）等の削減を実施したものの、東京国税局の消費税に係る税務調査を踏まえ、消費税の算出方法の一部を見直した結果、本年度の消費税納付額が195百万円（下半期；188百万円）となったためである（表1）。

（2）人件費（平成15年度実績）

本部の人件費は、平成14年度支出実績との比較では168百万円下回ったが、平成14年度予算ベースとの比較では402百万円超過した（表1）。

平成14年度予算と平成14年度支出実績の間で乖離が生じていたのは、本部中心の業務体制の下、本部から在外への人事異動が進まず、本部の実員が予算の計画人数を上回る実態にあったためである。これは、機構では、従前より在外の人数を増加させるため、本部の人数を削減することを計画してきたが、事業が日本のリソースや知識をベースにしていることから、本部の人数を急激に削減することが困難であり、結果として本部の人数がこれまで計画を上回る実態にあったことによる。

なお、在外事務所、国内機関等の人件費（一般管理費に含まれない）を含めた人件費全体では、年齢構成の若返り等を進めた結果、平成14年度予算16,088百万円に対し、平成15年度15,303百万円の支出実績となり、785百万円縮減している（参考）。

（参考）

	14年度 予算要求	14年度 支出実績	15年度 支出実績	増減 (対14年度予算)	増減 (対14年度実績)
人件費全体	16,088	15,701	15,303	785(4.9%)	398(2.5%)

3. 16年度以降の削減見通し

16年度以降については、上記1.の削減方策及び各経費削減のための計画に基づき、物件費、人件費についてそれぞれ約5億円の削減を着実に実施していく予定。（表2）

（表2：削減計画）

（単位：百万円）

	14年度予算（実績）	15年度	16年度	17年度	18年度
一般管理費	10,563（10,954） △-スライ	10,953 3.7%増	10,998 4.1%増	9,771 7.5%減	9,506 10%減
うち物件費	3,493（3,314）	3,481	3,765	3,071	2,964
人件費	7,070（7,640）	7,472	7,233	6,700	6,542

注：平成16年度の物件費の計画額には、平成12、13、14年度に係る消費税の修正申告による納付額約305百万円が含まれている。

評価方法

独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。

・ 本部の管理経費（退職手当を除く。）について10%程度の効率化

評価	評定	(評定の決定理由及び指摘事項等)
	B	<p>消費税納付という予想外の経費はあったが、物件費と人件費について、削減のための方策が打ち出され、全体として中期計画の実施に向けて「おおむね順調」な状況といえる。ただし、実際に計画通りに一般管理費が推移するかは17年度が終わるまでは判断できないことに留意する必要がある。</p> <p>また、通常はこのような削減目標は初年目に大幅実現しておくことが必要であることにも鑑みれば、今後の一層の削減努力が求められる。特に、本部人件費の削減方法については引き続き検討する必要があるが、その際には国内業務の質が低下しないように注意する必要がある。</p>

大項目	5. 業務運営の効率化に関する事項に関する目標を達成するためとるべき措置										
中項目	(3) 施設、設備の効率的利用										
小項目	機構が保有する国際センター12施設、青年海外協力隊訓練所3施設及び国際協力総合研修所の施設、設備について、利用率を向上させるように努める。このため、これら施設の利用者数を中期目標期間中、5%増加させる。										
業務実績	<p>機構が保有する国際センター等の施設の利用者数を増加させるため、研修事業及び国民参加型事業の両面で以下のような措置を講じた。</p> <p>従来、一つの国際センターで担当する研修コースの実施時期が重複すると研修員を外部ホテルに宿泊させるなどの調整を行っていたが、このような外部ホテル利用を減らしセンター宿泊施設利用にシフトするため、次のような対策をとった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シャトルバスの運行経路を見直すなど、センターから研修実施機関へのアクセスを改善した。 ・研修コース実施時期を調整して同一期間での重複を減らした。 ・全国際センターの利用状況を分析し、平成16年度の国別研修の所管の割り振りを本部で一元的に行った。 <p>国民参加型事業の対象者による施設利用を促進するため、小学生から大学生及び保護者等の引率者がより利用しやすくなるように施設利用料金体系を見直した(平成16年度より適用)。また、各国内機関のホームページ、各種国民参加型事業に関するホームページを整備・拡充した。</p> <p>以上の結果、平成15年度下半期の利用者数は152,294人となり、内訳では以下の表にある「会議・セミナー・イベント等参加者」及び「NGO・学生等事業相談者・施設見学者等」が増加の傾向にあると考えられる。但し、平成14年度の実績については、集計方法が十分整備されていなかったため精度を欠く面があるところ、今回の実績と比較することは適切ではなく、今後、平成15年度通年の実績304,050人を基準として、中期計画期間中に5%増加を達成することとしたい。なお、平成14年度下半期の実績(推定値)は、98,845人であった。</p> <p>(表) 15年度下半期の利用者数内訳</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>平成15年度下半期実績値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 全宿泊者</td> <td>15,159</td> </tr> <tr> <td>(2) 会議、セミナー、イベント等の参加者</td> <td>43,116人</td> </tr> <tr> <td>(3) NGO, 学生等事業相談者、施設見学者等</td> <td>94,019人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>152,294人</td> </tr> </tbody> </table>	種別	平成15年度下半期実績値	(1) 全宿泊者	15,159	(2) 会議、セミナー、イベント等の参加者	43,116人	(3) NGO, 学生等事業相談者、施設見学者等	94,019人	合計	152,294人
種別	平成15年度下半期実績値										
(1) 全宿泊者	15,159										
(2) 会議、セミナー、イベント等の参加者	43,116人										
(3) NGO, 学生等事業相談者、施設見学者等	94,019人										
合計	152,294人										
評価方法	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <p>・ 利用者数の5%増加</p>										

評価	評定	(評定の決定理由及び指摘事項等)
	B	<p>研修事業、国民参加型事業による利用者数を増加させるための具体的な措置を講じており、推定値との比較で利用者数の増加の傾向も見られることから、全体として中期計画の実施に向けて「おおむね順調」な状況である。</p> <p>今後、市民参加の促進のため、より使いやすい施設利用体系や参加環境を整備していくことに期待する。なお、ベースラインとなる14年度の数値が推定値にすぎないことから、今後は、15年度と比較した増加を評価することになる。</p>

大項目	2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	(1)総論
小項目	<p>(イ)開発途上地域等の経済及び社会の発展又は復興に寄与し、国際協力を進めることは、我が国の開発援助政策の重要な課題である。このため、政府開発援助大綱、政府開発援助に関する中期政策及び国別援助計画をはじめとする政府の開発援助政策並びに政府の国別・地域別・分野別の援助方針に則り、開発途上国側の援助需要を踏まえ、国際約束に基づく技術協力事業等につき効果的に業務を実施する。その際、協力実施前に途上国政府及び関係者との十分な意思疎通に努める。また、派遣専門家等関係者の安全対策を講じるとともに、派遣者へのサポートの充実を図る。加えて、他の援助実施機関との連携を密にするとともに、実施段階における資金協力との連携強化に努める。具体的には、</p> <p>政府の外交方針及び援助方針に則り、国別・地域別の総合的な援助の実施及び事業の重点化を念頭に置き、優良なプロジェクトの形成を積極的に支援する。</p> <p>わが国援助の独自性と対外的なプレゼンス確保に留意しつつ、国際的な援助に係る協力・協調に関し、他の援助国や国際援助機関との連携を図る。</p> <p>各種事業の質と効率を高めるため、各種事業形態の総合的運用を推進する。</p> <p>各開発課題や事業実施に関連する知識・ノウハウを恒常的に蓄積し、事業関係者の間で共有し活用する体制を構築する。</p> <p>また知識やノウハウを集約・共有するため、事業経験の体系化と援助手法の改善、国別・地域別及び分野・課題別の援助のあり方の検討、開発理論・開発アプローチの整理と検討を重点として調査研究の質を高める。</p> <p>冷戦終結以降も後を絶たない紛争は、人道上の問題を引き起こすと同時に、それまでの開発努力の成果や環境を破壊する。これらの地域における平和構築支援が開発の観点からも国際社会の大きな課題であり、今後も積極的な役割を果たすことは大変重要である。そのための体制整備として、平和構築支援において中心的な役割を果たす部署を設立するとともに、本分野に関係する職員、本分野を専門とする専門家等の研修を実施する。また本分野にかかる経験を持つ人材を活用できる制度を整備するとともに本分野の事業を実施する際に必要な安全対策を講じる。</p> <p>J B I C との情報の共有や意見交換、人事交流を通じた実施機関相互の連携を密にし、事業の実施に当たって有償資金協力との連携強化に努める。</p>
業務実績	<p>機構は、政府の開発援助政策・方針に則り、途上国の援助ニーズを踏まえて、技術協力等の業務を効果的に実施するため、1)優良プロジェクト形成への支援、2)内外の関係者、関係機関との意思疎通の強化及び協調・連携、3)事業の総合的な運用、4)開発課題や事業実施上の知識・ノウハウの蓄積、活用、5)新たな取り組みとなる平和構築支援の事業実施体制整備、等に取り組んだ。</p>

平成15年度における取り組みの実績は次のとおり。

1. 優良なプロジェクトの形成支援

(1) 国毎の重要な開発課題に関するプロジェクト形成調査等 (指標: 国毎の重要な開発課題に関するプロジェクト形成調査等の実施状況)

国毎の重要な開発課題に関し、43件(通年)のプロジェクト形成調査を実施するとともに、日本から調査団を派遣せずに現地コンサルタント等による調査を行う在外プロジェクト形成調査を41件、案件形成を目的とした特定域内ワークショップを12回それぞれ実施(開催)した。また、これら調査の結果等を活用し、ベトナム(法整備、教育、環境等)、ケニア(人材育成、保健医療)、ヨルダン(水、環境)等17件の国毎の重要な開発課題に関し協力の方向性をとりまとめた。

(2) 資金協力との連携 (指標: 資金協力との連携の実績)

我が国援助の効果を高めるため技術協力と資金協力との連携は重要であり、15年度(通年)には次のような連携を図った。

技術協力プロジェクト/無償資金協力連携案件数 80件(14年度 79件)

開発調査/無償資金協力連携案件数 25件(14年度 31件)

開発調査/有償資金協力連携案件数 31件(14年度 29件)

この他、研修事業においても、「ODAプロジェクト評価セミナー」等集団研修4コース、「タイ観光開発のための産業村マネジメント能力向上」等国別研修2コースを有償資金協力との連携の下に実施した。

(3) プログラムの集約化 (指標: 事業の重点化(プログラムの集約化)の状況)

優良案件の形成を支援するため、事業の重点化を図るとともに、重要な開発課題に対しては総合的に解決するアプローチを検討するなど、プロジェクト形成調査等案件形成段階での事業においてプログラム化を推進している。この成果は、年1回の新規案件要望調査において、プログラム策定国数の増加、ならびにプログラムの重点化による1カ国当たりのプログラム数の減少で確認することとし、15年度については以下のとおりとなった。

協力プログラム策定国数 61カ国(14年度48カ国)

重点化によるプログラムの減少国 31カ国(14年度24カ国)

プログラム総数 819件(14年度702件)

1カ国当たり平均数 13.4件(14年度14.7件)

(4) 案件の計画策定における事前評価機能の強化 (指標: 案件の計画策定における事前評価機能の強化の状況)

技術協力プロジェクトの設計を行う事前評価調査について、品質向上と内容の標準化を目的とし、職業訓練や防災等10分野課題について、事前評価調査の標準型を設計し、調査必須項目を設定した。

職業訓練、防災、リプロダクティブヘルス、農業生産基盤整備・管理、農業研究・普及、自然環境(森林分野を含む)、水産、情報通信技術、産業基盤制度、省エネルギー

2. 国際援助協調（他援助機関との連携強化）

（1）国際会議等への参画及び他ドナーとの連携の実績（指標：国際会議等への参画及び他ドナーとの連携の実績）

援助の効率的・効果的な実施のため、他の援助国や国際機関との密接な情報共有や意見交換、援助実施における連携や整合性の確保等がますます必要となっており、機構では、我が国援助の独自性と対外的なプレゼンス確保に留意しつつ、15年度下半期においても他の援助国や国際機関との連携、国際会議等での発信に努めた。

ア 国際会議の開催、参画（平成15年度下半期の実績例）

国際会議（共催）

- ・Capacity Development 国際シンポジウム（UNDP他との共催）（東京）（2月）

- ・Aid Effectiveness に関する日英共同ワークショップ（ベトナム）（10月）

OECD開発援助委員会（DAC）会合への参画

- ・DAC対日援助審査（12月）

- ・援助効果とドナー慣行作業部会（WP-EFF）（10月、11月、2月）

- ＊企画・評価部次長が作業部会の副議長に就任

国際会議への参画、意見発信

- ・アフリカとの戦略的パートナーシップ（SPA）会合への参加（11月、1月）

イ 国際機関、他ドナーとの協調実績

国際機関、他ドナーとの主な定期協議等

- ・カナダCIDA、世銀・アジア開発銀行、ドイツGTZ等

国際機関、他ドナーとの連携協力

- ・国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）：ザンビア、スリランカ、南アフリカ

- ・カナダ国際開発庁（CIDA）：ボスニア・ヘルツェゴヴィナ（スルブスカ共和国）

- ・米国国際開発庁（USAID）：ボリビア、ホンジュラス

ウ 人事交流

主要な援助機関との連携を強化するため、継続的な調整を図りながら効果的な協力を行うことを目的として、積極的に人事交流を行った。世界銀行、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、カナダ国際開発庁（CIDA）、米国国際開発庁（USAID）等に職員を派遣しているとともに、UNHCR、CIDA、USAID等からの職員を受け入れている。この人的交流は、1）UNHCRとの平和構築のパートナーとしての連携案件の形成、2）CIDAのように政策・援助アプローチの深化に向けた活動の共催、3）USAIDのように現場での連携案件作り、といった成果に結びついている。

（2）貧困削減戦略書（PRSP）、ミレニアム開発目標（MDGs）等援助協調の枠組みへの対応（指標：貧困削減戦略書（PRSP）、国連ミレニアム開発目標（MDGs）等援助協調の枠組みへの

対応)

ア 「新たな援助協調」等に係る関係者への研修

貧困削減戦略書（PRSP）やセクタープログラムといった、途上国政府の開発計画を中心に関係ドナーが包括的にパートナーシップを形成する「新たな援助協調」の枠組みの中で、機構としても適切な対応を図る必要がある。そのため、1）派遣前の専門家研修、2）在外事務所赴任者研修、3）階層別研修、等の場で、援助協調に関する現状と課題の周知徹底を図っている。

イ 各国のPRSPプロセス、セクタープログラムへの対応

各被援助国における貧困削減戦略書（PRSP）、セクター開発計画等の策定、実施のための被援助国政府、援助機関、NGO等の関係者協議に的確に対応するため、1）JICA事務所による大使館やJIBC事務所と連携した積極的参加、2）援助協調の枠組みへの対応を中心業務とする企画調査員、在外専門調整員の配置、3）本邦プロジェクト形成、在外プロジェクト形成、セクター開発調査等を活用した途上国の国家・セクターレベルのプログラムの策定・実施・モニタリング・プロセスへの参画等に努めた。

（例）タンザニアのPRSPにおける農業セクタープログラム策定を、機構のセクター開発調査事業を活用して全面的に支援するとともに、同セクターの政府・ドナー協議機関（FASWOG）の議長役をJICA企画調査員が担い同セクターの一連のプロセスをリードした。

ウ ミレニアム開発目標（MDGs）への取り組み

ミレニアム開発目標（MDGs）は、国連が2000年に採択したミレニアム宣言に併せて、国際社会全体に共通な開発目標として位置づけられており、機構においては、各国の開発政策や市民社会でMDGsが主流化するための取り組み（キャンペーン）を支援した。

（例）ホンジュラスでMDGsを普及させるため、機構がUNDPと共催でMDGs地域ワークショップを開催。国内の72市町村を対象に18回のワークショップを行い、地方自治体、NGO関係者も含め開発目標の共有化を図った。これには米州地域のUNDP・機構関係者も参加し、エルサルバドル等各国でMDGsに関する取り組みを活性化する一因となった。

3. 事業の総合的運用を推進するための取り組み（指標：予算、組織、要望調査/案件検討の実施方法等基盤整備の状況）

事業形態の総合的運用を推進するための基盤整備として、平成15年度において、1）平成16年度の予算統合準備、2）統合予算の活用、執行管理を行う体制の整備、3）新予算を前提とした平成16年度新規採択案件の選定、を行った。予算統合では、従来の海外技術協力事業費、開発調査事業費、研修員受入事業費、開発協力事業費の4つの事業費を「技術協力プロジェクト関係費」として1つに統合し、事業の計画や実施、執行管理を行う体制を整えた。

特に、組織面では平成16年4月から次の組織体制に改編することとし、これにより、

予算の統合前においては、技術協力プロジェクト、開発調査事業、研修員受入等投入の形態を中心に、案件の検討から実施、評価を行ってきたが、今回の予算統合により、投入の形態にとらわれず、開発途上国におけるニーズに対し様々な投入を集中的に行うことが従来に比べより柔軟に行える体制が整った。

国別のニーズを踏まえて案件採択、予算配分、執行管理全体に責任を負う部署：
地域5部（アジア第一部、アジア第二部、中南米部、アフリカ部、中近東・欧州部）
技術的視点から事業実施と配分された予算の執行管理責任を負う部署：
課題5部（社会開発部、人間開発部、地球環境部、農村開発部、経済開発部）

以上のような制度や組織の整備の動きを受け、各国の援助重点分野における開発課題を特定し協力手段を集中化させることを考慮して、従来の個別に技術指導を行う専門家派遣などの個別案件よりも目標期間内に一定の成果を達成することを重視する技術協力プロジェクト案件を優先して、機構内での新規案件検討を行った。

4. 開発課題等の知見、ノウハウを共有する体制の構築

(1) 課題主管部、課題別指針の策定（指標：体制の整備状況（課題主管部の設定や課題別指針の策定））

各開発課題や事業実施に関連する知識・ノウハウを恒常的に蓄積し、事業関係者の中で共有し活用する体制整備を目的として、「分野・課題ネットワーク」の整備を進めている。15年度は、全23の分野・課題のうち21課題（教育、保健医療等）について主管部を定め、各分野・課題ごとに課題チーム、支援ユニット、支援委員会、分野課題情報システムで構成される「分野・課題ネットワーク」体制を試行的に導入した。具体的には、1) 課題別指針の作成・改訂（指針作成6課題、指針案作成2課題）、2) 分野課題データベースの運営、3) コンテンツ作成、4) 指針のベースとなる調査研究（3課題）・ワークショップの実施、5) 担当職員への技術的助言等を行った。

(2) 分野・課題ネットワークシステムのコンテンツの整備状況（指標：コンテンツの整備・活用の状況）

分野・課題ネットワークを構成する分野課題情報システムについて、15年度は、コンピューター端末のシステム改善（ウィンドウズ化）、情報入力担当の支援ユニットの増強配置等の取り組みを行い、掲載されるコンテンツ（各開発課題や事業実施に関連する知識・ノウハウを電子情報化したデータ群）が大幅に整備された。特に、民間セクター開発（73件増）、保健医療（51件増）、平和構築（51件増）などの分野で充実した。

Web上の公開コンテンツ数：15年度末548件（15年度上半期末263件）
（285件増）

分野別課題情報システム・アクセス数（月平均）：

15年度下半期 552人/月（15年度上半期 331人/月）（67%増加）

5. 調査研究の質の向上への取り組み（指標：調査研究の質の向上への取り組み状況）

(1) 機構の事業に効果のある調査研究の拡充強化

事業を効果的に実施していくうえで分野・課題別の援助のあり方等の整理、検討を行う

調査研究の的確な実施と質の向上が重要であり、直面するニーズに応えた以下のような調査研究を実施するとともに、機構全体の調査研究の質の向上、成果の共有を図るための調整を、調整委員会を通じて行った。また、国別援助研究等の一部の報告書の有用性に関するユーザー調査を行い、今後の調査研究の質的改善のための課題を抽出した。

「人間の安全保障」に関する調査研究の発足

現場の案件発掘形成に寄与するための「開発課題に対する効果的アプローチ」シリーズの調査研究の実施（15年度は「高等教育」等7課題の報告書を作成）

貧困削減戦略書（PRSP）と援助協調への的確な対応のための参考資料・事例集（「援助の潮流がわかる本」、「アジア・アフリカ地域におけるPRSPプロセス事例比較研究」）の整理・検討

（2）調査研究の効果的発信の促進

業務の質の向上のために調査研究の成果を機構内外で広く共有・活用することが重要であり、15年度においては以下のような調査研究の効果的発信に努めた。

援助効率促進事業によるすべての調査研究報告書のホームページへの公開

国別分析プラットフォーム（世銀等26の国内外の援助機関が設立）のウェブサイトにおける機構の国別分析成果の掲載件数の倍増（7件→15件）

より実践的な調査研究としての「日本の経験」のシリーズ化

（15年度は「教育」、「保健」の2分野について日本の経験の整理と途上国への適用可能性の検討を実施。このシリーズでは、研究終了時に公開セミナーを通じて成果の普及を行なった他、途上国向けのビデオ教材を制作した。）

5テーマの調査研究の読本化（コンパクトな体裁の報告書）

6．平和構築支援への取り組み

機構は独立行政法人化後、平和構築支援に本格的に取り組むことになったが、1）初動体制の早期立ち上げとロジスティックスの強化、2）安全研修の強化、3）国内外の援助調整部門への人材の配置、4）ALL JAPANとしての取り組みへの貢献などの課題を抱えていたことから、平成15年度下半期において平和構築支援の専管部署の設置をはじめとする次の取り組みを行った。

（1）体制の確立（指標：平和構築支援のための体制の確立）

平和構築支援の情報・動向分析、計画策定、初動体制構築支援及び案件形成支援の機能を持つ平和構築支援の専管部署「平和構築支援室」を平成16年4月より企画・調整部の中に設置することとした。

（2）研修の参加者数（指標：職員、専門家等に対する研修の参加者の実績）

「平和構築分野人材育成及び確保基本プラン」（平成15年5月策定）に基づき、15年度下半期については、平和構築支援に関する職員研修と専門家研修を以下のとおり実施した。なお、このほかにも在外赴任者研修（5回32名）、部署別勉強会（6部署）などで職員への周知徹底を図った。

職員研修： 4回 97名（14年度 1回 45名）

専門家（専門家養成研修）： 11名（14年度 実績なし）

	<p style="text-align: center;">計 108人(137%増)</p> <p>(3) 平和構築を専門とする登録者の拡充 (指標: 平和構築を専門とする登録者)</p> <p>今年度、新たに専門家登録分野に「平和構築」を立て、積極的に人材の発掘、登録に努めた結果、平成16年3月末現在で平和構築支援を専門とする登録者の人数は77人(前年度比77人増)に増加した。</p> <p>(4) 平和構築支援にかかる危機管理マニュアルの改訂 (指標: 平和構築支援にかかる危機管理マニュアルの改訂)</p> <p>平和構築支援地域では、当該国の治安維持能力・体制が整っていない、治安維持は国連平和維持軍、多国籍軍等が担うことが多く、軍からの治安情報面での協力が必要、テロ・地雷・武器による脅威が存在する、等の特徴があることから、平成15年10月以降に、従来の危機管理マニュアル(「海外安全の手引き」)の内容の見直し、改訂を行い、別途、平和構築支援にかかる危機管理マニュアルを策定した。</p> <p>(5) 平和構築支援にかかる安全管理研修 (指標: 平和構築支援に係る安全管理研修への参加者数)</p> <p>平和構築支援事業の一翼を担う職員他の安全管理研修として、職員と関係者52名(52人の増加)を対象とする「エマージェンシー・トレーニング」を実施した。</p> <p>7. JBIC(国際協力銀行)との連携 (指標: JBICとの連携の実績)</p> <p>平成15年度下半期においては、従来から実施しているJBIC-JICA定期協議会のほか個別案件に関する打合せを含めるとJBICとの協議は47回行われ、JBIC-JICA間の協力のフレームワークについて具体的な検討を行うとともに、具体的な専門家の派遣や開発調査事業との連携について調整を行った。平成15年度(通年)の連携案件実績は以下のとおり。</p> <p style="text-align: center;">開発調査と有償資金協力の連携案件数 31件 (平成14年度: 29件)</p>
<p>評価方法</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国毎の重要な開発課題に関するプロジェクト形成調査等の実施状況 ・資金協力との連携の実績 ・事業の重点化(プログラムの集約化)の状況 ・案件の計画策定における事前評価機能の強化の状況 ・国際会議等への参画及び他ドナーとの連携の実績 ・貧困削減戦略書(PRSP)、国連ミレニアム開発目標(MDGs)等援助協調の枠組みへの対応 ・予算、組織、要望調査/案件検討の実施方法等基盤整備の状況 ・予算統合による事業形態の変化 ・体制の整備状況(課題主管部の設定や課題別指針の策定) ・コンテンツの整備・活用の状況 ・調査研究の質の向上への取り組み状況 ・平和構築支援のための体制の確立 ・職員、専門家等に対する研修の参加者数の実績 ・平和構築を専門とする登録者 ・平和構築支援にかかる危機管理マニュアルの改訂 ・平和構築支援に係る安全管理研修への参加者数 ・JBICとの連携の実績
<p>評価</p>	<p>評価 (評価の決定理由及び指摘事項等)</p>

	B	<p>「優良プロジェクトの形成支援」、「国際援助協調」、「事業の総合的運用」、「知識・ノウハウの共有」、「調査研究の質の向上」、「平和構築支援の実施体制の整備」等において、それぞれ制度整備を含めた重要な取り組みを行っており、全体として中期計画の実施に向けて「おおむね順調」な状況である。</p> <p>15年度に行った諸条件整備を踏まえた、16年度以降の実績（効果）に期待する。</p> <p>ただし、今後は取り組みの具体的な成果や新たに明確になった課題への対応を一層明らかにする必要がある、特に平和構築支援については、紛争地域等で活動する者の安全確保対策を一層強化する必要がある。また、NGOからの意見を取り入れることや、新組織の中でそれぞれに責任を負う部署を明確化することにも留意すべきである。</p>
--	---	---

大項目	2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置	
中項目	(1)総論	
小項目	(ロ)外務大臣が、国際情勢の急激な変化により又は外国政府若しくは国際機関(国際会議その他国際協調の枠組みを含む。)の要請等を受けて外交政策の遂行上緊急の必要がある、又は関係行政機関の要請を受けて緊急の必要があると認め、機構に対し必要な措置をとることを求められた場合には、正当な理由がない限り迅速に対応するものとする。	
業務実績	15年度においては、外務大臣より機構に対し、特に緊急に必要な措置をとるよう要請した実績はない。	
評価方法	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。 ----- ・外務大臣の要請への対応	
評価	評価	(評価の決定理由及び指摘事項等)
	評価	外務大臣からの緊急の要請の実績がないため、評価対象外とした。

大項目	2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置																																							
中項目	(1)総論																																							
小項目	(八)機構に対する国民の信頼を確保し、国民に対する説明責任を果たすとの観点から、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年十二月五日法律第百四十号)」に基づき、情報の公開に適正に対応する。また、国際協力の理解と参加を促進するために、情報提供と広報活動の充実を図る。そのため、広報実施体制の見直し・充実を図るとともに、業務、調査研究を通じて獲得した知見を公開する。																																							
業務実績	<p>法律の定めに従い情報の公開に適正かつ積極的に対応するとともに、国民に対する説明責任を果たす観点、国際協力事業に対する国民の理解と参加を促進する観点、また、機構が業務を通じ獲得した知見を広く公開・共有し活用いただくとの観点から、情報提供と広報活動、知見の提供の体制を整備し、これらを積極的に進めた。</p> <p>1. 情報公開の実施の実績 (指標: 情報公開の実施の実績)</p> <p>(1) 情報開示請求への対応</p> <p>独立行政法人化後の平成15年度下半期の開示請求の処理件数は16件(通年58件)、全ての処理が情報公開法で定められた規定の日数以内に終了しており、延長手続きを必要とした案件はない。</p> <p>開示請求の処理状況を表1に、部分開示における不開示情報理由の内訳を表2に記す。(なお開示請求1件に右理由が複数存在する場合には、それぞれ該当する理由欄に計上しているため、部分開示の合計件数と一致しない。)</p> <p>表1 平成15年度下半期 開示請求の処理状況 ()内の数字は通年の件数</p> <table border="1"> <tr><td>全部開示</td><td>1件</td><td>(26件)</td></tr> <tr><td>部分開示</td><td>5件</td><td>(16件)</td></tr> <tr><td>不開示</td><td>0件</td><td>(0件)</td></tr> <tr><td>不存在</td><td>6件</td><td>(12件)</td></tr> <tr><td>存否応答拒否</td><td>0件</td><td>(0件)</td></tr> <tr><td>処理中(15年度末現在)</td><td>4件</td><td>(4件)</td></tr> <tr><td>合計</td><td>16件</td><td>(58件)</td></tr> </table> <p>表2 部分開示における不開示情報理由の内訳 通年の件数</p> <table border="1"> <tr><td>第5条第1号 (個人に関する情報)に該当</td><td>14</td></tr> <tr><td>第5条第2号 (法人等に関する情報)に該当</td><td>4</td></tr> <tr><td>第5条第3号 (審議、検討又は協議に関する情報)に該当</td><td>0</td></tr> <tr><td>第5条第4号イ(国の安全等に関する情報)に該当</td><td>2</td></tr> <tr><td>第5条第4号ロ(公共の安全等に関する情報)に該当</td><td>0</td></tr> <tr><td>第5条第4号ハ(監査、検査、試験等に関する情報)に該当</td><td>0</td></tr> <tr><td>第5条第4号ニ(契約、交渉、争訟に関する情報)に該当</td><td>2</td></tr> <tr><td>第5条第4号ホ(調査研究に関する情報)に該当</td><td>0</td></tr> <tr><td>第5条第4号ヘ(人事管理に関する情報)に該当</td><td>0</td></tr> </table>	全部開示	1件	(26件)	部分開示	5件	(16件)	不開示	0件	(0件)	不存在	6件	(12件)	存否応答拒否	0件	(0件)	処理中(15年度末現在)	4件	(4件)	合計	16件	(58件)	第5条第1号 (個人に関する情報)に該当	14	第5条第2号 (法人等に関する情報)に該当	4	第5条第3号 (審議、検討又は協議に関する情報)に該当	0	第5条第4号イ(国の安全等に関する情報)に該当	2	第5条第4号ロ(公共の安全等に関する情報)に該当	0	第5条第4号ハ(監査、検査、試験等に関する情報)に該当	0	第5条第4号ニ(契約、交渉、争訟に関する情報)に該当	2	第5条第4号ホ(調査研究に関する情報)に該当	0	第5条第4号ヘ(人事管理に関する情報)に該当	0
全部開示	1件	(26件)																																						
部分開示	5件	(16件)																																						
不開示	0件	(0件)																																						
不存在	6件	(12件)																																						
存否応答拒否	0件	(0件)																																						
処理中(15年度末現在)	4件	(4件)																																						
合計	16件	(58件)																																						
第5条第1号 (個人に関する情報)に該当	14																																							
第5条第2号 (法人等に関する情報)に該当	4																																							
第5条第3号 (審議、検討又は協議に関する情報)に該当	0																																							
第5条第4号イ(国の安全等に関する情報)に該当	2																																							
第5条第4号ロ(公共の安全等に関する情報)に該当	0																																							
第5条第4号ハ(監査、検査、試験等に関する情報)に該当	0																																							
第5条第4号ニ(契約、交渉、争訟に関する情報)に該当	2																																							
第5条第4号ホ(調査研究に関する情報)に該当	0																																							
第5条第4号ヘ(人事管理に関する情報)に該当	0																																							

（2）報告書の公開

平成15年度に作成され、図書館に収められた報告書は941件あり、そのうち770件が一般公開指定、171件が期限限定非公開指定を受けている。期限限定非公開指定を受けた報告書の9割以上が入札の公平性を保つための措置であり、情報公開法の観点からも適切な対応である。

2. 広報実施体制充実への取り組み状況（指標：広報実施体制充実への取り組み状況）

（1）JICAプラザの改善

JICAプラザは、一般市民に対する基本的な情報提供・情報公開の総合窓口（ワンストップ・サービスの提供）及び機構の理解者・支持者の拡大を日常的に行なう場として、本部及び国内機関において設置されており、今後ますますそのサービスの向上が求められていることから、この運用実態を見直し必要な改善を図っていくこととしている。

平成15年度下半期には、各国内機関のJICAプラザの利用実態及び今後の改善要望について調査を実施した。また、本部のJICAプラザについても、企画展示の充実、日本各地のJICA関連イベントと連携した企画の実施、各国内機関のJICAプラザへの後方支援などの提案を検討した。平成16年度に検討結果をとりまとめ、対応可能な改善策を具体化していく。

（2）広報媒体の見直し

機構では、JICAが行う国際協力に関して事業全般及びボランティア事業等個別事業に対する国民の理解を促進し、参画を得る目的で各種の広報誌を発行しているが、より効果的な広報を行うために、これら広報媒体の見直し作業に着手した。平成15年度下半期には、「広報誌のあり方見直し調査」として、「国際協力」「フロンティア」「クロスロード」「海外移住」、社内報「JICA NEWS」、国内機関のニュースレター（兵庫、九州、北陸、帯広の4国内機関分）を対象として調査を行った。調査内容は、1）他法人（公益法人、NGO、民間会社）の広報事例の研究、2）既存広報誌、ニュースレターの内容の分析、3）「国際協力」「フロンティア」「海外移住」の編集委員へのインタビュー、4）配布先及びターゲット分析、5）既存広報誌・ニュースレターのアンケート調査、6）電子媒体による代替の可能性の検討等（平成16年6月に報告書完成済み）。

（3）一般職員向け広報マニュアルの作成

機構が行う国際協力事業に国民の理解を得るには、職員一人ひとりが広報マインドを持って業務に臨むことが求められることから、一般職員向けの広報マニュアルを作成することとし、平成15年度下半期には予定どおりこのマニュアル案を完成させた。

（4）国民のJICAへの理解の向上

平成15年10月の独立行政法人化により新組織への移行が行われたが、この際、新生JICAに対する国民の理解を深めるため、幅広い年齢層の役職員による検討を経てCI

	<p>(コーポレートアイデンティティ)のための新しいシンボルデザイン、組織としての理念を文章化したミッションステートメント及びスローガンを策定した。</p> <p>これらの新たなシンボルデザイン、ミッションステートメント、スローガンについては、JICA職員や専門家、青年海外協力隊員など関係者に周知徹底を図るとともに、独立行政法人化に際し実施した理事長の記者会見、プレスリリースや新生JICAのパンフレット、JICAの広報誌においても、それらを積極的に紹介し、新生JICAの統一的なイメージの定着に努めた。</p> <p>また、JICAの国内機関はこれまでそれぞれの主な機能から、異なる呼称(国際センター、支部、訓練所)で呼ばれてきたが、CIの観点から、JICA ()には国内機関の所在地を入れる)と統一した呼称を用いることとした。</p> <p>(5)「ピーストークマラソン」の取り組み</p> <p>JICAの新たな柱でもある「復興支援」と「国民参加」の意義を中心に国際協力やJICA事業全般について理解を促進するために、広く一般の方々の参加を募り、「平和と国際協力の列島シンポジウム ピーストークマラソン」を開始し(平成15年度には8月から4回開催)今後日本の全ての都道府県で順次開催していく予定。</p> <p>3. 知見の積極的提供(指標: インターネット上に公開される報告書の掲載件数)</p> <p>機構では、国際協力に携わる人々の業務支援を目的として、これまで国際協力総合研修所内のJICA図書館で機構の報告書を中心とする図書、資料の閲覧等のサービスを行っているが、このサービスの質の向上のため、15年度上半期に同図書館の図書検索システムの全面更新を行った。同図書検索システムは機構のホームページにリンクし、ホームページ上での図書検索が可能となっている。15年度下半期には、報告書に盛り込まれた知見を広く活用していただくという観点から、同図書検索システムに、766件の機構の報告書の電子ファイルを掲載し、インターネット上での公開を開始した。今後ともこの掲載数の拡充を図ることとしている。</p>				
<p>評価方法</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <p>・情報公開の実施の実績 ・広報実施体制充実への取り組み状況 ・インターネット上に公開される報告書の掲載件数</p>				
<p>評価</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="284 1630 443 1691"> <p>評定</p> </td> <td data-bbox="443 1630 1426 1691"> <p>(評定の決定理由及び指摘事項等)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="284 1691 443 1964"> <p>A</p> </td> <td data-bbox="443 1691 1426 1964"> <p>情報公開法に定められている事項は適切に実施され、ホームページ等で公開されている他、積極的な情報提供と広報活動の充実に努めており、全体として中期計画の実施に向けて「順調」な状況である。</p> <p>今後も市民への働きかけという視点から、より一層積極的なアプローチを期待する。また、情報の提示方法や調査結果の扱いについても改善努力を継続することが望ましい。</p> </td> </tr> </table>	<p>評定</p>	<p>(評定の決定理由及び指摘事項等)</p>	<p>A</p>	<p>情報公開法に定められている事項は適切に実施され、ホームページ等で公開されている他、積極的な情報提供と広報活動の充実に努めており、全体として中期計画の実施に向けて「順調」な状況である。</p> <p>今後も市民への働きかけという視点から、より一層積極的なアプローチを期待する。また、情報の提示方法や調査結果の扱いについても改善努力を継続することが望ましい。</p>
<p>評定</p>	<p>(評定の決定理由及び指摘事項等)</p>				
<p>A</p>	<p>情報公開法に定められている事項は適切に実施され、ホームページ等で公開されている他、積極的な情報提供と広報活動の充実に努めており、全体として中期計画の実施に向けて「順調」な状況である。</p> <p>今後も市民への働きかけという視点から、より一層積極的なアプローチを期待する。また、情報の提示方法や調査結果の扱いについても改善努力を継続することが望ましい。</p>				

大項目	2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	(1)総論
小項目	(二)NGO等による国際協力活動は、開発途上国の住民に直接裨益するきめの細かい、効果的かつ機動的な協力という観点から極めて有効である。幅広い国民の参加を得られるよう、草の根技術協力の実施等により、NGO等との連携を推進する。
業務実績	<p>NGO等による国際協力活動は、機構の国際協力事業をより効果的に実施していくために有効な連携が期待されているとともに、独立行政法人化に伴い、機構の主要な業務として「国民等の協力活動」の促進、助長が位置づけられている。このため、機構では、その事業運営において、幅広い国民の参加を得られるようさまざまな形でNGO等との連携を積極的に推進した。このうち、草の根技術協力事業及び各種委員会へのNGOからの参加について、その取り組みの実績と連携件数は次のとおりである。(本項目では、草の根技術協力事業の本格化が平成15年度であることから、平成15年度の実績をベースに今後の連携の拡充を図っていくこととしている。)</p> <p>1.草の根技術協力事業(指標:NGO等との連携件数)</p> <p>平成15年度においては、平成14年9月公募時に作成した募集要項を、平成15年4月、10月と2度改訂し、本事業の趣旨、事業形態、対象団体・資格要件、対象分野・重視される事業内容などを明確化した。また、本事業を説明した簡易なりフレッツを作成し、各国内機関が本事業の説明会を行い、広く広報した。更に、審査については、草の根パートナー型(下記参照)については、2ヶ月を遵守し、採択内定を通知したうえで、相手国の了承取り付けを経て、実施のための契約締結まで迅速に手続きを進めた。</p> <p>平成15年度(通年)には、112件実施した。その内訳は下記のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域提案型(地方自治体を対象):84件 ・草の根協力支援型(途上国支援の実績の少ない団体等を対象):11件 ・草の根パートナー型(途上国支援の実績を豊富に有する団体等を対象):17件 <p>2.NGOの委員会等への参加(指標:NGO等との連携件数)</p> <p>課題別支援委員会などの各種委員会及びシンポジウムへのNGOの参加を促進した結果、平成15年度は14年度実績より2件多い10件の委員会においてNGOからの参加を得た。</p>
評価方法	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <p>・ NGO 等との連携件数</p>

評価	評定	(評定の決定理由及び指摘事項等)
	B	<p>草の根技術協力の実施案件数や各種委員会へのNGOからの参加実績についても増加傾向となっており、全体として中期計画の実施に向けて「おおむね順調」な状況である。</p> <p>今後、NGO等との連携の改善のために一層努力することが望ましく、JICAの対応に対するNGO側からの意見を求めていくこと等が考えられる。なお、草の根技術協力事業の本格化が平成15年度であることから、来年度からは平成15年度の実績を基準として連携の推進を評価していくことになる。</p>

大項目	2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	(1) 総論
小項目	<p>(ホ) 事業実施に当たっては、職員その他の関係者の環境保護及び住民移転等の社会的影響の回避・最小化に関する意識を高め、環境社会配慮ガイドラインを改定し、環境及び社会に配慮した業務運営に努力する。環境社会配慮ガイドラインについては、必要に応じて改定するとともに、改定の際には第三者の意見を聴取する機会を設ける。</p> <p>なお、世界の持続可能な開発・復興を目的とした事業実施機関として職員の意識を高め、自らの活動が環境におよぼす影響を低減する活動を積極的に推進し、国際環境規格（ISO14001）に対応する。さらに、光熱水量・廃棄物の削減、再生紙利用等により省エネルギー・省資源化へ対応する。</p>
業務実績	<p>環境及び社会に配慮した業務運営の実施のため、環境社会配慮ガイドラインの改定及び職員への研修を実施するとともに、環境マネジメントシステムの構築・試行運用を開始した。</p> <p>1. 環境及び社会に配慮した業務運営（指標：ガイドラインの改定と適用の状況、研修その他の関係者に対する参加者の実績）</p> <p>環境社会配慮ガイドラインを平成16年3月に改定した。改定にあたっては、平成15年9月の環境社会配慮ガイドライン改定委員会の提言を踏まえた案の作成、フォローアップ委員会での協議、及びパブリックコメント216件を反映した修正を行った。なお、委員会の協議やパブリックコンサルテーションの結果は全てホームページで公開し、透明性の高い改定プロセスとした。</p> <p>また、環境社会配慮ガイドラインの遵守を確保するための体制として、環境社会配慮審査室を平成16年4月1日に設置するための準備を行った（4月1日設置済み）。ガイドラインにおいても、機構自らの情報公開、外部の専門家からなる審査諮問機関の常設、事業担当部局から独立した異議申し立て制度の設置を盛り込んだ。さらに、平成16年度に早急に実施体制の整備に着手するために、業務フロー案、情報公開の実施案、ガイドラインの実施体制案（審査諮問機関と異議申し立て制度）の検討を行った。</p> <p>さらに職員への周知のため、平成15年度下半期に職員を対象にしたガイドラインに関する研修を13回、167人に対して行った（14年度実績20名、147人増）。</p> <p>2. 環境マネジメントシステムの構築・試行運用（指標：国際環境規格認証の取得、及びJICA環境マネジメントシステムの運用と見直しの実績）</p> <p>国際環境規格認証の取得に向け、規定及びマニュアルの策定、環境管理手順書及び関連様式の作成、ならびに環境マネジメントプログラムの検討を進めた。また、環境マネジメントシステムのひとつの柱である「JICA エコオフィスプラン」を策定し、平成16年2月より、試行運用を開始した。同プランでは、光熱水量及び廃棄物の削減、再生紙利用等</p>

	を図る活動内容を具体的に定めており、チェックシート及び各月ごとの光熱水等の使用量データのとりまとめによりモニタリングを行っている。	
評価方法	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインの改定と適用の状況 ・研修その他の関係者に対する参加者の実績 ・国際環境規格認証の取得、及び JICA 環境マネジメントシステムの運用と見直しの実績 </div>	
評価	評価	(評価の決定理由及び指摘事項等)
	A	<p>特に、環境社会配慮ガイドラインの改定と実施のための準備、そして「JICAエコオフィスプラン」等環境マネジメントシステムについての取組みに進展が認められ、全体として中期計画の実施に向けて「順調」な状況である。</p> <p>今後、これらの取組みがどのような実績と効果をもたらすのか注視していく必要がある。また、国内事業における民間の取組みや海外事業におけるNGOの意見を参考にしつつ改善努力を行っていくことを検討するのが望ましい。</p>

大項目	2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	
中項目	(1)総論	
小項目	(へ)男女共同参画の視点は重要であり、開発への積極的参加及び開発からの受益の確保について十分配慮し、女性の地位向上に一層取り組む。そのため、職員その他の関係者に、開発援助における男女共同参画推進の重要性についての理解促進を図るとともに、実施の各段階において、女性の地位向上に配慮した業務運営に努力する。	
業務実績	<p>組織及び事業におけるジェンダー主流化を推進するため、関連情報の把握及び一元的な対応、並びに横断的な見地から提言・調整を行う専管部署「ジェンダー平等推進グループ」を平成16年4月に設立するのに必要な準備を行った(4月1日設立済)</p> <p>また、開発援助における男女共同参画推進の重要性についての理解促進を図ることを目的として、15年度下半期に、以下のとおり研修を実施した。</p> <p>職員研修 49人(14年度18名、31人増)</p> <p>専門家等の研修 195人、ボランティア調整員の研修 31人</p> <p>さらに、第二次分野別ジェンダー・WID研究会の提言を踏まえ、事業実施の各段階において、男女共同参画の視点を組み込むため、1)組織におけるジェンダー主流化推進、2)ジェンダー関連研修の拡充、3)事業におけるジェンダー主流化推進、4)国別・分野別の取組み強化を柱とした行動計画を策定した。</p>	
評価方法	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <p>-----</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進のための体制の確立 ・職員その他の関係者に対する研修の参加者の実績 ・女性の地位向上に配慮した業務運営の実績 	
評価	評定	(評定の決定理由及び指摘事項等)
	B	<p>平成16年4月に「ジェンダー平等推進グループ」を設立するための準備や、ジェンダーに関する研修の参加人数の拡大、そして男女共同参画に関する行動計画の策定が進められ、全体として中期計画の実施に向けて「おおむね順調」な状況である。</p> <p>今後は、取り組みの実効性をあげるため、研修の参加人数を一層増加させるとともに、援助実施の各段階などの事業面における一層の改善努力やジェンダー統計情報の整備が必要である。</p>

大項目	2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	(1)総論
小項目	<p>(ト)客観的な事業評価の指標の設定を含む事前評価から事後評価にいたる体系的かつ効率的な評価を導入し、事業毎に適切な評価手法を確立した上で評価を実施するとともに、機構による評価に対する二次評価を含めた外部評価を充実させる。また、これらの評価の内容について国民にわかりやすい形で情報提供するとともに、評価内容を迅速かつ的確に新たな事業実施にフィードバックする。具体的には、</p> <p>目標の達成に向けて計画を見直し、運営方法を改善するとともに、将来の類似案件の計画・実施に活用することを目的として、事前、中間、終了時及び事後に到る一貫した効率的な評価を導入する。その際、在外事務所による事後評価の充実を図る。また、青年海外協力隊及び災害援助等協力の各事業における評価制度を導入する。評価体制の充実と評価の質の向上に努めるべく、外部有識者評価委員会を定期的開催し、評価制度、手法の改善のための提言を得る。また、評価の質の向上と客観性の確保に努めるべく、一次評価として外部有識者・機関等が直接行う評価を拡充するとともに、機構が行った評価を外部有識者・機関等が改めて評価する二次評価を充実させる。特に、協力終了後に協力効果を最終的に評価する事後評価に関しては、外部有識者・機関等による一次又は二次評価件数を全評価件数の50%以上とする。</p> <p>評価結果のわかりやすい形での迅速な公開を図るべく、評価報告書の作成・公開に加え、機構及び外部有識者・機関等による全ての評価の評価結果をわかりやすくまとめた要約をホームページで迅速に公開する。</p> <p>フィードバック機能を強化するため、過去の類似案件の評価から得られた教訓をどのように活用したかを、事前評価の評価項目に新たに加える。</p>
業務実績	<p>体系的な評価、事業毎の評価手法の確立のため、技術協力プロジェクトにおける事業事前評価表の作成、在外事務所による案件別事後評価の実施、青年海外協力隊及び災害援助等協力における評価制度の導入に向けた取組を行った。また、外部評価の充実のため、事後評価における外部有識者・機関等の参画割合を充実させた。さらに、評価結果をホームページで迅速に公表するよう努めるとともに、評価結果から得られた教訓を活用するための方策を実施した。</p> <p>1. 一貫した評価の導入</p> <p>(1) 一貫した評価体制の整備 (指標: 一貫した評価体制の整備状況、在外事務所による案件別事後評価の実施回数 (再掲))</p> <p>事前から事後までの一貫した評価の実現に向けて、中間評価、終了時評価に比べて導入が遅れていた事前評価、事後評価の拡充に努めてきたところであり、平成15年度にはこ</p>

れを更に進めるため以下の取り組みを行った。

事前評価については、技術協力プロジェクト全件を対象に実施している。また、平成15年度には評価体制の充実を通じ、比較的規模の大きな技術協力プロジェクト(43件/43件)について事業事前評価表を作成した。さらに、事業事前評価表において客観的な指標の設定を推進することを目的として、プロジェクト目標及び指標に関するデータベースを作成した。

事後評価については、協力終了後3年を経過したプロジェクトを対象に、主としてインパクト及び自立発展性の検証を行い、国別事業実施計画の改善や事業の計画・実施に向けた教訓・提言を得ることを目的として、在外事務所が実施する案件別事後評価の制度を平成14年度に導入した。平成15年度には14カ国(うち新規実施国8カ国)で案件別事後評価を実施し、制度を導入した国は合計22カ国となった。

(2) 青年海外協力隊及び災害援助等協力における評価制度導入に向けた取り組み (指標: 青年海外協力隊及び災害援助等協力における評価制度の導入)

青年海外協力隊の評価については、タスクフォースを設置し、ボランティア事業全体の体系的な評価手法の開発を行った。また、隊員の活動を適切に評価しやすくするよう活動報告書の様式を改訂するとともに、活動評価のための帰国隊員向けのアンケート様式を作成し試行的に実施した。

災害援助等協力については、策定済みの救助・医療チーム評価ガイドラインに基づき、アルジェリアにおいて初の事後評価調査を実施するとともに、専門家チームに関する評価の導入に向けガイドラインを作成した。

2. 外部評価の充実 (指標: 外部有識者評価委員会の開催状況、外部有識者・機関等が参画した事後評価の全評価件数に占める割合)

外部有識者評価委員会において、今後の終了時評価及び二次評価のあり方に関する提言を得ることを目的に、平成13年度に実施された旧プロジェクト方式技術協力の終了時評価を対象として、評価の質・客観性に関する分析・検討を行った。その結果については、「事業評価年次報告書2003」に掲載した。

また、外部有識者・機関等の事後評価への参画状況については、平成14年度に5.5%(4件/73件)であったが、平成15年度には40%(12件/30件)となった。

(平成14年度)	本邦事後評価	4件 / 9件中	(44%)
	在外事後評価	0件 / 64件中	(0%)
	(合計)	4件 / 73件中	(5.5%)
(平成15年度)	本邦事後評価	2件 / 7件中	(29%)
	在外事後評価	10件 / 23件中	(43%)
	(合計)	12件 / 30件中	(40%)

3. 評価内容の情報提供 (指標: 評価結果の公開の状況)

機構では案件毎の各種評価調査の報告書を図書館で公開してきたとともに、事前評価・

	<p>終了時評価の要約をホームページで公開してきた。平成15年度には、新たに案件別事後評価の評価結果の要約について掲載するとともに、ホームページへの掲載までの期間の短縮を図り迅速な評価結果の公開に努めた。</p> <p>評価結果の総括や過去の評価で提言された事項への取り組み状況をとりまとめた事業評価年次報告書を毎年作成し、ホームページ上でも公開している。平成15年度に作成した「事業評価年次報告書2003」においては、個々のプロジェクトの評価結果の総合的な分析の掲載、一般読者にとって読みやすい工夫、読者の意見をフィードバックするためのアンケート票の添付などの改善を行った。</p> <p>4. 評価内容のフィードバック（指標：評価から得られた教訓を事前評価において適用した状況）</p> <p>平成15年度下半期には、技術協力プロジェクトの事業事前評価表に「過去の類似案件からの教訓の活用」の項目を加え、過去の評価結果から得た教訓を新事業に活用することを促進する体制を整えた。</p>				
<p>評定方法</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・一貫した評価体制の整備状況 ・在外事務所による案件別事後評価の実施国数（再掲） ・青年海外協力隊及び災害援助等協力における評価制度の導入 ・外部有識者評価委員会の開催状況 ・外部有識者・機関等が参画した事後評価の全評価件数に占める割合 ・評価結果の公開の状況 ・評価から得られた教訓を事前評価において適用した状況 </div>				
<p>評価</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">評定</td> <td style="padding: 5px;"> <p>（評定の決定理由及び指摘事項等）</p> <p>事前評価の着実な実施や事後評価の拡充、青年海外協力隊や災害援助等協力に関する評価制度の準備等、具体的な改善が認められ、全体として中期計画の実施に向けて「順調」な状況である。事業評価に関する経験が蓄積されており評価できる。</p> <p>今後一層の努力を望むに当たっては、事前評価表の「過去の類似案件からの教訓活用」の欄等を活用して評価のフィードバックの実効性を高めたり、個々のプロジェクト評価にとどまらない総合的分析の情報提供の仕方を検討していくことが挙げられる。</p> <p>なお、可能であれば相手国政府・住民の評価、或いは外国の援助機関等による peer review も加えていくことで、業務の質を一層向上させることができる。</p> </td> </tr> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">A</td> <td></td> </tr> </table>	評定	<p>（評定の決定理由及び指摘事項等）</p> <p>事前評価の着実な実施や事後評価の拡充、青年海外協力隊や災害援助等協力に関する評価制度の準備等、具体的な改善が認められ、全体として中期計画の実施に向けて「順調」な状況である。事業評価に関する経験が蓄積されており評価できる。</p> <p>今後一層の努力を望むに当たっては、事前評価表の「過去の類似案件からの教訓活用」の欄等を活用して評価のフィードバックの実効性を高めたり、個々のプロジェクト評価にとどまらない総合的分析の情報提供の仕方を検討していくことが挙げられる。</p> <p>なお、可能であれば相手国政府・住民の評価、或いは外国の援助機関等による peer review も加えていくことで、業務の質を一層向上させることができる。</p>	A	
評定	<p>（評定の決定理由及び指摘事項等）</p> <p>事前評価の着実な実施や事後評価の拡充、青年海外協力隊や災害援助等協力に関する評価制度の準備等、具体的な改善が認められ、全体として中期計画の実施に向けて「順調」な状況である。事業評価に関する経験が蓄積されており評価できる。</p> <p>今後一層の努力を望むに当たっては、事前評価表の「過去の類似案件からの教訓活用」の欄等を活用して評価のフィードバックの実効性を高めたり、個々のプロジェクト評価にとどまらない総合的分析の情報提供の仕方を検討していくことが挙げられる。</p> <p>なお、可能であれば相手国政府・住民の評価、或いは外国の援助機関等による peer review も加えていくことで、業務の質を一層向上させることができる。</p>				
A					

大項目	2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	(2)各事業毎の目標
小項目	<p>(イ)技術協力(法第13条第1項第1号)</p> <p>(i)技術協力業務は開発途上地域における人的資源の開発、技術水準の向上及び公共的な開発計画の立案を支援することにより、開発途上地域の経済的・社会的開発の促進及び福祉の向上に寄与することを目的としており、条約その他の国際約束に基づき、案件を効果的・効率的に実施するものとする。</p> <p>開発途上国の能力開発の有効な方法であり、援助リソースの拡大、域内協力の促進にもつながる南南協力支援事業を充実させる。また、JICA事業経験者等開発途上国の人材や組織のネットワーク化を進めるとともに、現地又は第三国のリソースの積極的な活用を図り、事業の質を高める。</p> <p>事業委託方式、民間提案の募集を積極的に行うことにより、事業における民間からの参加を促進し、ノウハウを活用する。</p> <p>事業の実施の各段階において、国民各層の参画機会を拡大する。</p>
業務実績	<p>技術協力案件の効果的・効率的実施のために、南南協力支援事業の充実、開発途上国の人材・組織のネットワーク化、ならびに各種事業における現地のコンサルタント・NGO等の活用を図った。また、事業における民間のノウハウを活用するため、「提案型技術協力プロジェクト」及び「民間活用型技術協力プロジェクト」の実施を推進したほか、技術協力事業にかかわる各種委員会等に国民各層の参画を得て、その知見を事業の計画・実施・評価の各段階で活用するよう努めた。</p> <p>1.南南協力支援事業の充実等</p> <p>(1)南南協力支援事業の充実(指標:南南協力支援事業の実績)</p> <p>主要な南南協力支援事業のうち、開発途上国が近隣諸国などから研修員を招聘し、各国の現地事情により適合した技術研修を実施する事業である第三国研修については、平成15年度通年で151件(平成14年度139件)、協力対象国に他の開発途上国から専門家を派遣する事業である第三国専門家については同113人(平成14年度109件)の実績であり、それぞれ一定の増加を達成した。また、機構内の関係部署や元専門家等からなる課題チームを中心として、概念整理、類型化、実施上の留意点などを含む「南南協力支援ガイドブック」を作成するとともに、これまでの議論の結果を課題別指針の形に取り纏めるべく、指針のドラフト作成を行った。</p> <p>(2)開発途上国の人材・組織のネットワーク化(指標:人材や組織のネットワーク化の状況)</p> <p>技術協力事業の成果の普及・発展の観点から、帰国研修員やその同窓会のネットワーク形成・維持を進めるため、同窓会員名簿・データベースの作成、会員募集、地域会合の開催、各種セミナー・スタディーツアーの実施など、各種活動に対する支援を行った。その</p>

結果、ネットワーク形成について平成 15 年度下半期には、ジンバブエなど 3 カ国が新規に帰国研修員同窓会を設立し（世界全体で合計 92 カ国）、全世界で 5,412 人の新規会員の加入などの成果をあげた。これらの同窓会は、青年海外協力隊のホームステイ受け入れ先となったり、専門家への現地事情の説明や安全対策情報の提供などの面で、機構の事業に貢献している。

（3）現地リソースの積極的な活用（指標：現地人材の活用の状況）

現地リソースの活用については、技術協力プロジェクト・開発調査など各種技術協力事業において現地 N G O 及び現地コンサルタントの活用を推進している。15 年度通年の実績では、技術協力プロジェクトでは、住民の生活状況調査などについての現地コンサルタントへの委託は 72 件、住民に対する啓発活動や生活改善活動などに関する現地 N G O 等との連携件数は 27 件であった。また、開発調査・無償資金協力基本設計調査などの業務実施契約において、本邦コンサルタントが現地コンサルタントに社会経済調査や測量調査などを再委託した契約の割合は 49.4% であった。

2. 事業における民間の活用（指標：事業における民間活用状況）

民間からの提案を募り共同で案件形成を行った上で事業を委託する「提案型技術協力（略称：P R O T E C O）」、ならびに実施段階で民間の参加を募り事業を委託する「民間活用型技術協力プロジェクト」については平成 14 年度に制度を整備し、事業の実施に向けて準備を進めてきた。15 年度下半期には、「提案型技術協力（P R O T E C O）」について 15 年度上半期までに公示した 15 案件（スリランカ「南部地域の村落の生活向上」など）を、委託先とともにプロジェクト形成調査や実施協議調査等を実施又は準備したほか、新たに 1 件の公示を行った。

また、「民間活用型技術協力プロジェクト」については、ベトナム「森林火災跡地復旧計画（フェーズ 1）」など、新たに 2 件を公示の上、実施に移した（14 年度実績は 3 件）。

3. 技術協力事業における国民各層の参画機会の拡大（指標：各種支援委員会等への N G O、学識経験者等の参加状況）

機構では、国別・地域別での中期的な計画の策定や当該国の横断的な課題にかかる案件の実施に際しては国別・地域別支援委員会、技術協力プロジェクト・開発調査の実施に際しては国内委員会や作業監理委員会を設置するなどし、国民各層から様々な提言・助言を得ている。

また、研修事業の実施に際しては、地域の自治体、各種団体、住民の協力を広く得ているほか、事業評価についても、外部有識者評価委員会を設置して、有識者に第三者としての適切な評価を依頼している。

なお、上記各種委員会においては、特に学識経験者や N G O の参画を積極的に得ており、平成 15 年度下半期の実績では、学識経験者・N G O 等の参加を得たものが占める割合は国別・地域別支援委員会 95.7%、国内支援委員会 64.8%、作業監理委員会 38.6%、外部有識者評価委員会 100% となっている。

評価方法	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 南南協力支援事業の実績 ・ 人材や組織のネットワーク化の状況 ・ 現地人材の活用の状況 ・ 事業における民間活用状況 ・ 各種支援委員会等へのNGO、学識経験者等の参加状況
評価	評定	<p>案件の効果的・効率的実施に向け、南南協力支援事業の拡充、帰国研修員等のネットワーク化や現地人材の活用促進について成果があり、国民各層の知見の活用についても取り組みが進んでいることから、全体として中期計画の実施に向けて「おおむね順調」な状況である。</p> <p>今後とも一層、適格な現地リソースや人材の活用に努めることを期待する。また、これらの取り組みによる成果を定量的、客観的に示す方法を引き続き検討することが望ましい。</p>
	B	

大項目	2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	(2)各事業毎の目標
小項目	<p>(イ)技術協力(法第13条第1項第1号)</p> <p>()我が国政府が相手国政府等と行ってきた協議を踏まえ、国際約束に基づき、案件の実施を速やかに行うとともに、技術協力案件の実施に当たり、専門家派遣、研修員受入、調査団派遣及び機材供与といった投入要素の組み合わせ・量・時期等の決定を適切に行う。そのために、</p> <p>技術協力案件について目標と活動範囲を明確化するための調査・評価を充実させる。</p> <p>派遣する専門家・調査団員、研修員受け入れ機関、機材等に関する情報を蓄積し、適切に活用するような体制整備を行う。</p> <p>技術協力案件の実施に関連するガイドライン・マニュアルを改善・整備する。</p>
業務実績	<p>技術協力案件の速やかな実施、及び実施に際しての適切な投入要素の組み合わせ・量・時期等の決定を確保するため、事前評価調査の充実、専門家・調査団等の情報蓄積・活用、技術協力案件の実施に関連するガイドライン・マニュアルの改善・整備などに取り組んだ。</p> <p>1. 目標と活動範囲を明確化するための調査・評価の充実 (指標: 技協案件の目標と活動範囲を明確化するための調査・評価の充実の実績)</p> <p>技術協力プロジェクトの目標、協力計画等を作成し、妥当性を判断するとともに必要な投入予算を確認するため、事前評価を行っている。平成15年度では、比較的規模の大きな全ての新規案件について事業事前評価表を作成し、評価監理室による審査を行った。また、総投入額の大きさに関わらず全ての技術協力プロジェクトについても実施計画書を作成し、その中で案件の妥当性、計画内容、総投入額を確認するほか、必要に応じて事前評価調査を実施して事業事前評価表を作成している。</p> <p>また、開発調査においては、新規案件全件につき事前調査を実施して、事業事前評価表を作成したほか、評価表の作成要領の改訂、類型毎の記入例やチェックリストの作成など、調査内容の充実のための環境整備に取り組んだ。</p> <p>2. 専門家・調査団等の情報蓄積・活用 (指標: 情報の蓄積及びその活用促進策の実績)</p> <p>技術協力プロジェクト案件データベース、事業(調査団・機材等)・予算執行管理データベース、専門家データベース、研修員データベースなど、技術協力を係わる各種データベースについて、情報量を増加させるとともに、蓄積された情報を、プロジェクト設計や新規案件検討、専門家リクルート対象者の把握や研修事業の進捗管理などに活用した。また、右活用を促進するため、随時、職員に対するマニュアルの作成や研修を実施するとともに、職員へのヒアリングを通じ、データベースの使い易さの向上を図った。</p>

	<p>3. 技術協力案件の実施に関連するガイドライン・マニュアルの改善・整備 (指標: ガイドライン・マニュアルの新規整備又は改定の実績)</p> <p>15年度下半期には、16年度からの課題部の再編に向けた準備として、技術協力プロジェクトの概念整理から実施方法まで網羅した「技術協力プロジェクト・マニュアル」や「技術協力プロジェクト/個別案件実務マニュアル」などを基に、「課題部業務マニュアル」を作成し、データベースに掲載することにより、業務効率の改善を図った。その際、独立行政法人化に伴う機材供与にかかる外務省の事前承認の廃止などを受けて実施した業務フローの見直しの結果を反映させた。</p> <p>また、在外強化に向けた取組の一環として、在外事務所が技術協力プロジェクトを運営するために必要な業務ガイドラインを整備した。さらに、ホームページによる技術協力プロジェクトの事業紹介を増やし、他ドナーとの連携の推進等に役立てるため、事業紹介用ホームページの作成にかかるガイドラインを整備した。</p>				
<p>評価方法</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 技協案件の目標と活動範囲を明確化するための調査・評価の充実の実績 ・ 情報の蓄積及びその活用促進策の実績 ・ ガイドライン・マニュアルの新規整備又は改定の実績 </div>				
<p>評価</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;"> <p>評定</p> </td> <td style="padding: 5px;"> <p>(評定の決定理由及び指摘事項等)</p> </td> </tr> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;"> <p>A</p> </td> <td style="padding: 5px;"> <p>技術協力案件を適切かつ速やかに実施するため、事前評価調査の充実や専門家等に係る情報の蓄積・活用、そしてガイドライン・マニュアルの整備・改定等が認められ、全体として中期計画の実施に向けて「順調」な状況といえる。</p> <p>今後、これらの取り組みによる成果についても可能な限り明らかにするよう留意しつつ、より良い案件の実施に向けて一層努力することを期待する。</p> </td> </tr> </table>	<p>評定</p>	<p>(評定の決定理由及び指摘事項等)</p>	<p>A</p>	<p>技術協力案件を適切かつ速やかに実施するため、事前評価調査の充実や専門家等に係る情報の蓄積・活用、そしてガイドライン・マニュアルの整備・改定等が認められ、全体として中期計画の実施に向けて「順調」な状況といえる。</p> <p>今後、これらの取り組みによる成果についても可能な限り明らかにするよう留意しつつ、より良い案件の実施に向けて一層努力することを期待する。</p>
<p>評定</p>	<p>(評定の決定理由及び指摘事項等)</p>				
<p>A</p>	<p>技術協力案件を適切かつ速やかに実施するため、事前評価調査の充実や専門家等に係る情報の蓄積・活用、そしてガイドライン・マニュアルの整備・改定等が認められ、全体として中期計画の実施に向けて「順調」な状況といえる。</p> <p>今後、これらの取り組みによる成果についても可能な限り明らかにするよう留意しつつ、より良い案件の実施に向けて一層努力することを期待する。</p>				

大項目	2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	(2)各事業毎の目標
小項目	<p>(イ)技術協力(法第13条第1項第1号)</p> <p>()研修員受入について、既存研修コースの客観的評価により、その内容改善と見直しに努める。加えて、帰国研修員に対するフォローアップの充実等により、その活用を図る。具体的には、</p> <p>各集団研修コースの質を向上させるため、研修員が習得すべき具体的な到達目標を設定し、同目標を基準にして研修員の達成度を計り、研修コースの評価を行うとともに、同評価結果に基づき、コースの改廃を含め必要な改善策を講じる。</p> <p>帰国研修員が日本で学んだことの実践、普及展開を支援することを目的に、帰国研修員本人又はその所属する機関や帰国研修員同窓会が実施する調査研究、セミナー・ワークショップの開催や、教材、マニュアル、著作物の作成等に対し必要な支援を充実させる。</p>
業務実績	<p>研修員受入について、平成15年度実施の全ての集団研修コースの評価を行い、結果をコースの改廃を含む改善策の検討に活かすとともに、コース毎に到達目標を設定して研修員の達成度を計る客観的な評価方法の導入などに取り組んだ。また、帰国研修員等に対するフォローアップについて、現地への要員の派遣や広報活動の促進、実施体制の強化などに取り組み、その質的・量的な充実を図った。</p> <p>1.研修コースの評価の実施(指標:集団研修コースに係る評価実施実績と見直しの状況)</p> <p>(1)平成15年度実施コースの評価</p> <p>平成15年度実施の全ての集団研修コース(387コース)に関し、評価会における研修員からの意見、質問票からの情報、研修監理員からの報告書、研修委託先からの報告書を総合して研修コースの評価を行い、コースの改善策の検討を行った。これらのコース実施結果を総括し、28コースについて平成15年度をもって終了する(うち3コースは内容を整理し類似コースに吸収)こととした。</p> <p>(2)研修員の到達目標達成度を取り入れた評価方法の導入</p> <p>コースの質の向上に向けた改善策を講じるため、平成15年度より、新評価フォーマット(集団研修実施報告書)を策定し、より客観的な評価方法の導入を開始した。新しい評価方法においては、研修課題に応じて、研修員が習得すべき具体的な到達目標及びその評価方法を設定し、各研修員の達成状況をもとにコースの評価を行うこととしている。平成15年度下半期においては、16年度に継続実施を予定しているコース362件中321件(88.7%)について到達目標の設定を行い、これに基づき評価を行う準備を整えた。</p> <p>2.帰国研修員等への各種支援の充実(指標:帰国研修員への支援状況(ソフト型フォローアップ案件実</p>

	<p>施件数))</p> <p>ソフト型フォローアップ事業として、日本での研修から帰国した研修員が日本で学んだ知見を共有し発展させるため、研修員自身あるいは所属する政府機関が行うセミナーの開催や調査研究、教材作成等の活動への協力を行っている。また、帰国研修員への情報支援や帰国研修員により結成された同窓会に対する支援等も行っている。</p> <p>15年度には、ソフト型フォローアップ事業について帰国研修員による理解を広め制度を活用してもらうために説明会や情報誌による広報を行ったほか、内部実施体制の強化(在外事務所長の権限強化と運用の徹底、現地職員用英文版実施要領の整備等)を行った。この結果、平成15年度下半期におけるソフト型フォローアップの実績は65件(通年122件)となり、通年単位で対前年度比11%増となった。</p>	
<p>評価方法</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <p>・ 集団研修コースに係る評価実施実績と見直しの状況 ・ 帰国研修員への支援状況(ソフト型フォローアップ案件実施件数)</p>	
<p>評価</p>	<p>評価</p>	<p>(評価の決定理由及び指摘事項等)</p> <p>15年度の全集団研修コースの評価結果にもとづき研修コースの改廃が進められたとともに、研修コースの評価方法を改善し、また、帰国研修員に対する支援についても、現地への要員の派遣や広報活動の促進、実施体制の強化などに取り組み、具体的な改善が認められた。全体として中期計画の実施に向けて「順調」な状況である。</p> <p>今後、研修内容の評価において専門家による第三者評価を入れることや、研修カリキュラム・教材の作成においては知識・ノウハウの集約化とも連携していくことを検討するのが望ましい。</p>
	<p>A</p>	

大項目	2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	(2)各事業毎の目標
小項目	<p>(イ)技術協力(法第13条第1項第1号)</p> <p>()案件に相応しい質の高い専門家・コンサルタントの選定を適正かつ速やかに行うとともに、その評価を厳正に行い、以後の選定の向上に適確に反映させる。このため専門家については、</p> <p>民間人材を含めた幅広い人材を積極的に活用し、専門家の質の向上に努める。そのために、透明かつ適正な手続きによる選定を行う。その一環として、人選基準を設けるとともに、高度な案件等で関係省庁、有識者等の知見が必要と判断される場合には、人選のための委員会を開催する。</p> <p>人材の適正な再活用を念頭においた、人材の業績評価の充実を図る。</p> <p>またコンサルタントについては、</p> <p>コンサルタント選定におけるプロポーザルの記載項目や評価方法を見直し、競争性を高めるとともに、評価表や評価方法を見直すことによりきめの細かい実績評価を行い、その結果を以後のコンサルタント選定に活用することで、より案件に適した質の高いコンサルタントの選定に努める。</p> <p>特に緊急な選定手続きが求められる案件については、コンサルタント選定委員会の運営を柔軟に行うこと等により、選定の迅速化を進める。</p>
業務実績	<p>質の高い専門家・コンサルタントの選定を適正かつ速やかに行うため、専門家においては民間人材の登録者の拡大を図るとともに、コンサルタントについては選定方法の改善策をとりまとめた。また、緊急案件におけるコンサルタント選定を迅速化した。さらに厳正な評価と以後の選定に反映させる観点から専門家の業績評価のガイドライン(案)の作成及びコンサルタント実績評価の改善策を作成した。</p> <p>1. 民間人材の積極的活用(指標:幅広い人材活用のための取組(民間候補人材の登録者数)、透明かつ適正な選定手続の整備状況(人選基準の設定、人選のための委員会の実施状況、公示による人選等))</p> <p>(1)民間からの専門家候補者の登録者拡大</p> <p>幅広い人材の確保を目的に、ホームページ上で人材登録ができるようにするとともに、登録拡大のための広報活動を行い、15年度下半期の実績としては登録者4,029人(平成15年9月末時点)が4,607人(平成16年3月末時点)に増加した。</p> <p>(2)透明かつ適正な手続きによる選定手続きの整備</p> <p>機構が主体的かつ適切に専門家候補者を確保することを目的として、「専門家人選のあり方」「専門家人選に係る関係各省庁への協力依頼」「公募の手続について」の3つのガイドラインを作成した。また、関係省庁の協力を得て専門家人選のための審査基準(専門性と技術力、伝達力、社会性と適応力等)を作成した。なお、人選のための委員会について</p>

	<p>は、平成15年度下半期に検討が行われた16年度新規案件に係る人選から制度が導入されたため、平成16年度以降に必要な応じて開催される予定。</p> <p>また、民間人材の活用を拡大するため、従来登録者から抽出した候補者を面接して選考していた短期派遣専門家については、原則的に公示によって人選を行うこととした結果、公示案件数(人数)は14年度には67件であったが15年度下半期104件、<i>通年139件</i>となり、対前年度比で72件(人)増加した。</p> <p>2. 人材の業績評価の充実 (指標: 人材の業績評価の充実)</p> <p>専門家の実績について適切な評価を行うため、平成15年度下半期には、これまで実施してきた「専門家等再活用適性度調査」を見直し、専門家の業績の評価に重点をおく「専門家等業務実績評価制度(仮称)」を導入することを検討し、同制度に係るガイドライン案を作成した。新制度では、評価項目の増加、評価対象専門家の拡大、専門家受入れ機関による評価等を検討しており、平成16年度には広く在外事務所等からの意見も聴取したうえでガイドラインの決定、試行的導入を行い、17年度から本格実施予定。</p> <p>3. コンサルタント選定方法の改善 (指標: コンサルタント選定方法の改善の状況)</p> <p>コンサルタント選定方法の改善のため、15年度下半期においては以下のような方策の検討を行った。16年度以降、順次実施していく予定である。</p> <p>業務内容が定型的な一部の事業に関しては価格競争性を高めるため、プロポーザルの技術評価が僅差の場合に価格要素がより大きく評価される評価方法を導入するとともに、コンサルタントからの提案が重視される事業については、コンサルタントによるプレゼンテーションの評価方法を導入するなど、事業内容に応じたプロポーザル評価方法を検討した。</p> <p>また、コンサルタント実績評価においては、評価者によって極端な差が出ないように、採点方法や評価対象、判断基準の明確化を行うとともに、これまで公開してこなかった評価結果についてコンサルタントへの評価結果の通知などの方策を検討した。</p> <p>4. 緊急案件における選定の迅速化 (指標: 緊急案件における選定手続の期間短縮)</p> <p>案件公示から契約締結までの期間は、通常72日(新規の業務実施契約の平均所要期間)を要しているが、15年度上半期に「緊急支援案件」のための契約制度を設計し迅速な選定を行う体制を整備した。この制度により15年度下半期に実施した緊急支援案件3件(すべてイラク関連の予備的な調査)の業務実施契約では、公示から契約までの平均所要期間は34.6日となった。</p>
<p>評価方法</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幅広い人材活用のための取り組み(民間候補人材の登録者数) ・ 透明かつ適正な選定手続きの整備状況(人選基準の設定、人選のための委員会の実施状況、公示による人選等) ・ 人材の業績評価の充実 ・ コンサルタント選定方法の改善の状況 ・ 緊急案件における選定手続の期間短縮

評価	評定	
	B	<p>コンサルタント選定方法の改善については一層の早期実施に向けて努力することが望ましいが、専門家人選については審査基準（伝達力・社会性等）・手続きについて重要な改革が行われ、全体として中期計画の実施に向けて「おおむね順調」な状況である。</p> <p>今後、策定した取り組みの実効性を注視していくことが必要である。また、コンサルタントへの評価の改善に努めるに当たっては、入札価格との関係で質の低下を招くことがないよう配慮する必要がある。</p>

大項目	2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	(2)各事業毎の目標
小項目	(ロ)無償資金協力の実施促進(法第13条第1項第2号) 無償資金協力の実施促進業務については、案件が条約その他の国際約束に基づき適正かつ効率的に実施されるよう、被援助国側と緊密に協議を行いつつ、その促進に努めるようにする。その際、情報公開及び事業関係者への迅速な情報提供等を通じた透明性の一層の向上、調達プロセスにおける競争性及び透明性の一層の確保に留意する。
業務実績	<p>実施促進業務の一層の効率的な実施のため、外務省と機構の役割分担の見直しを行い、その結果に基づく各種ガイドラインの改定を行った。また、競争性、透明性確保のため標準書式や入札情報にかかる情報公開の促進を行った。さらに、無償本体事業の適正な実施および透明性の確保に資するため、外部監査を実施した。</p> <p>1.効率的な実施促進業務のための取り組み 機構の独立行政法人化に伴い、実施促進業務の効率化のため、外務省が従来審査・承認を行っていた第三国調達・残余金使用・設計変更については機構に委譲された。これを受けて、機構の実施促進業務の一部(入札図書・事前資格審査報告書・入札評価報告書等の確認、第三国調達・残余金使用・設計変更に係る審査・承認)について、一括して外務省に事後報告することとした。また、機構による契約の認証前審査を平成16年度より廃止することとした。これらに伴って「無償資金協力ガイドライン」並びに「コンサルタント業務の手引き」及び「コンサルタント業務資料集」の改定を行った。</p> <p>2.競争性・透明性の確保のための取り組み (1)競争性の一層の向上のため、入札準備期間を30日から45日に延長する措置及び事前資格審査条件を緩和する(近隣国での実績に限らず、海外全ての実績を対象とする等)措置に関するガイドラインの変更を行った。 (2)事前入札参加資格審査公示例・書類例(英語)の作成及びコンサルタント契約書フォームの改定を実施し、これらをホームページへ公開した。 (3)JICAプラザおよび外務省ホームページにおいて、契約の認証後、入札予定価格の公表を行った。 (4)第2次ODA改革懇談会最終報告、外務省10の改革及び外務省を変える会最終報告の提言を踏まえ、平成15年度より外部監査が導入された。無償資金協力に係る監査については、平成15年度下半期にアジア(1件)、アフリカ(2件)、大洋州地域(1件)の15年度終了案件を対象に技術監査を実施した。</p>
評価方法	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <p>・事業の透明性及び調達プロセスにおける競争性及び透明性の向上の実績</p>

評価	評定	(評定の決定理由及び指摘事項等)
	A	<p>各種ガイドラインの改定を行うとともに、事前入札参加資格審査公示例・書類例のホームページ上の公開等、透明性の確保のための情報公開にも進捗が認められ、全体として中期計画の実施に向けて「順調」な状況といえる。</p> <p>今後も、可能な限り、実施促進業務の効率化による成果、競争性や透明性の向上のために執った措置がもたらす効果についての実績を明らかにするよう努めていくことが必要である。</p>

大項目	2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置
中項目	(2)各事業毎の目標
小項目	(八)国民等の協力活動(法第13条第1項第3号) ()本号に基づく青年海外協力隊、シニア海外ボランティア、草の根技術協力等の業務については、国民の発意が出来る限り反映されるよう、業務を充実させる。
業務実績	<p>ボランティア活動等を志望する国民にとってより参加しやすい事業とするため、青年海外協力隊等のボランティア事業について参加方法の多様化のための基本方針を作成するとともに、草の根技術協力事業については積極的な説明会の実施や手続きの迅速化に努めた。</p> <p>1. ボランティア事業の充実(指標:参加方法の多様化の実績、ボランティア事業への参加者数)</p> <p>海外の協力活動に参加したいという多くの国民の希望に応えるため、15年度下半期には青年海外協力隊及びシニア海外ボランティアの事業全体を見直し、事業を充実させるための基本的な方針を以下のとおり作成した。16年度から制度や運用面での詳細な検討を行い、順次実施に移していく予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内の参加ニーズを踏まえた派遣計画を策定する。 ・課題及びプログラム単位で中期的な国別派遣計画を策定した上で、右計画に沿った者の確保を行う。 ・ボランティアとして適切な処遇制度を検討する。 ・原則2年間(あるいは1年間)となっている派遣期間を見直し、希望者が参加しやすくかつ途上国側のニーズにも対応できる短期派遣制度を策定する。 <p>15年度(通年)のボランティア事業への参加者数は1,682人(青年海外協力隊、シニア海外ボランティア等の合計数、15年度下半期1,122人)であり、14年度に比して10名の減少(0.6%減)となった。減少の原因としては、派遣国の治安状況の一時的な悪化により出発時期を遅らせたケース(ウズベキスタン協力隊員:8名)や、出発直前に辞退や延期を申し出る者が複数名(シニア海外ボランティア:3名)発生したことなどである。</p> <p>2. 草の根技術協力事業の充実(指標:草の根技術協力事業等の実績)</p> <p>草の根技術協力事業は、NGOとの連携により実施する「草の根協力支援型・草の根パートナー型」、及び地方自治体との連携により実施する「地域提案型」がある。平成15年度には、地方自治体やNGOからの要望に応え、事業への参加を容易にするため、各事業の対象を明確化するとともに応募から契約締結までの手続きを迅速化した。</p> <p>具体的には、募集要項の改訂(事業の趣旨、事業形態、対象団体・資格要件、対象分野・</p>

	<p>重視される事業内容等の明確化)、事業説明リーフレットの作成、各国内機関による説明会の実施などを行った。また、草の根パートナー型について、審査期間は2ヶ月以内を遵守し、採択内定を通知したうえで、相手国の了承取り付け、実施のための契約締結まで迅速に手続きを進めた。</p> <p>平成15年度(通年)に契約締結を経て事業を開始した案件数は、112件(地域提案型、草の根協力支援型、草の根パートナー型の合計)となった。</p> <p>3. その他の取り組み</p> <p>中南米の日系社会の人材育成とともに当該国・地域に貢献することを目的とし、日系研修員142名に対して本邦で技術研修を行った。また、中南米の日系社会を対象に、優秀な技術と豊かな経験に加えてボランティア精神を持つ日本の中高年齢層(40~69歳)を日系社会シニアボランティアとして24名、優秀な技術とボランティア精神を持つ日本の青年(20~39歳)を日系社会青年ボランティアとして46名派遣した。</p>				
<p>評定方法</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <p>・参加方法の多様化の実績 ・ボランティア事業への参加者数 ・草の根技術協力事業等の実績</p>				
<p>評価</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="284 999 443 1048"> <p>評定</p> </td> <td data-bbox="443 999 1425 1048"> <p>(評定の決定理由及び指摘事項等)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="284 1048 443 1429"> <p>B</p> </td> <td data-bbox="443 1048 1425 1429"> <p>ボランティア事業の充実に向けての方針が作成されるとともに、草の根技術協力事業等についても手続き整備を行っており、全体として中期計画の実施に向けて「おおむね順調」な状況といえる。</p> <p>なお、ウズベキスタンにおける治安状況の悪化等、ボランティア事業への参加者数が減少した状況は理解できるが、今後は、取り組みの成果として参加者数が増加していくよう努力していく必要がある。また、より多くの市民参加に向けて、草の根技術協力事業等については地方自治体やNGOとの意思疎通を一層活性化させていくことを期待する。</p> </td> </tr> </table>	<p>評定</p>	<p>(評定の決定理由及び指摘事項等)</p>	<p>B</p>	<p>ボランティア事業の充実に向けての方針が作成されるとともに、草の根技術協力事業等についても手続き整備を行っており、全体として中期計画の実施に向けて「おおむね順調」な状況といえる。</p> <p>なお、ウズベキスタンにおける治安状況の悪化等、ボランティア事業への参加者数が減少した状況は理解できるが、今後は、取り組みの成果として参加者数が増加していくよう努力していく必要がある。また、より多くの市民参加に向けて、草の根技術協力事業等については地方自治体やNGOとの意思疎通を一層活性化させていくことを期待する。</p>
<p>評定</p>	<p>(評定の決定理由及び指摘事項等)</p>				
<p>B</p>	<p>ボランティア事業の充実に向けての方針が作成されるとともに、草の根技術協力事業等についても手続き整備を行っており、全体として中期計画の実施に向けて「おおむね順調」な状況といえる。</p> <p>なお、ウズベキスタンにおける治安状況の悪化等、ボランティア事業への参加者数が減少した状況は理解できるが、今後は、取り組みの成果として参加者数が増加していくよう努力していく必要がある。また、より多くの市民参加に向けて、草の根技術協力事業等については地方自治体やNGOとの意思疎通を一層活性化させていくことを期待する。</p>				

大項目	2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	(2)各事業毎の目標
小項目	<p>(八)国民等の協力活動(法第13条第1項第3号)</p> <p>()青年海外協力隊員等については、引き続き適格な人材の確保に努め、派遣者へのサポートの充実を図る。さらに、これらの事業への参加環境の改善のために必要な措置を講ずる。具体的には、</p> <p>青年海外協力隊等については、適格人材の確保のために地方公共団体等組織を通じた募集や登録制度の積極的な活用を行い、また技術補完研修の充実を図る。サポートについては、医療及び交通安全対策の充実等を行う。さらに、国民の当該事業への参加を推進し、現職参加制度を充実させるとともに、特に帰国後の隊員については、その進路対策の充実について必要な措置を講ずる。</p>
業務実績	<p>青年海外協力隊等について、適格な人材の確保のための教員の現職参加の推進や条件付登録制度の導入等の取り組み、派遣者への医療・交通安全面でのサポートの充実、並びに参加環境改善のためのアンケート等調査等を実施した。</p> <p>1. 適格な人材の確保</p> <p>(1) 地方公共団体等を通じた募集 (指標: 地方公共団体等を通じた募集の実績(現職教員特別参加制度への応募状況等))</p> <p>青年海外協力隊への教員の現職参加を促進するため、平成13年度に創設された「現職教員特別参加制度」の知名度を高め、関係者の理解を得るための取り組みを行った。具体的には、平成16年度の春募集に向け、文部科学省と連携して共同でパンフレットを作成し、全国の教育委員会及び学校に送付した。また、各国内機関においては、ボランティア出発時の自治体表敬などの際、この制度による応募の勧奨を依頼した。</p> <p>また、地方公務員の現職参加に必要な「派遣条例」については、47都道府県は全て同条例を制定しているが、市町村レベルでは全体の1割の290の自治体が条例を制定しているにすぎない。このため、総務省と連携をとり、市町村の自治体首長あてに「派遣条例」の制定をお願いする依頼状を送付し、地方公務員の協力隊参加の促進に取り組んだ。</p> <p>(2) 登録制度の積極的な活用 (指標: 登録者数)</p> <p>青年海外協力隊の登録制度のあり方を見直し、次の方策を策定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 第一次選考合格者を全て登録者とし、在外事務所が登録者の資質にあった新たな要請を開拓する。 • 健康診断の結果、一定期間の治療(療養)を経れば問題なく赴任できる者を対象として、健康条件付登録制度を設ける。 <p>このうち、健康条件付登録制度については、平成15年度春募集を対象に試行的に導入</p>

	<p>した結果、有効な結果を得たので、平成15年度秋募集から本格的に制度を導入した。健康条件付登録をした82名のうち23名が平成16年3月末時点で健康条件をクリアし、派遣国の確定を待っている状況にある。この成果もあって、平成15年度下半期に241人の新規の登録があり、登録者数は通年で429名、対前年比27%増となった。</p> <p>(3) 技術補完研修の充実 (指標: 技術補完研修の対象者・内容・期間の見直し)</p> <p>青年海外協力隊の選考合格者のうち、基礎的な知識・技能はあるが実務経験が少ない者について、現場での活動に必要な知識・技能・経験を補完的に習得させることを目的として、技術補完研修を実施している。現在実施している短期・集合型の25コースについて、対象者(職種)、研修項目、実施に至った経緯、研修生に対する有益性、問題点についてとりまとめを行い、8コースについて見直しを行うこととした。うち、15年度下半期には3コースについて対象職種や日程の見直しを行い、残りは16年度に具体的な見直しを行うこととした。</p> <p>2. 医療及び交通安全対策の充実 (指標: 医療及び交通安全対策の実施状況)</p> <p>協力隊員及びシニア海外ボランティアの健康管理のサポート体制を強化するため、健康管理員(看護師等)の未派遣国への新規派遣について、各国の医療・生活環境状況や事業内容等を勘案して中期的な健康管理員配置計画を策定した。また、同計画に基づき、平成15年度下半期には新規にタイ、ブルキナファソ、モンゴル、及びヨルダンの4カ国に健康管理員を配置した(同年度上半期には新規にドミニカ共和国、グアテマラ、及びアフガニスタンの3カ国に派遣しており、15年度通年では7カ国)。</p> <p>交通安全対策については、交通安全に関する情報・経験のボランティア間での共有、及び交通安全委員会の設置等に努めてきた。その結果、平成15年度後半において、シニア海外ボランティア派遣国のうち4ヶ国(パプアニューギニア、フィジー、パラオ、ガーナ)において交通安全委員会が新たに設置された(通年ではブータン、ドミニカ共和国を加えた6カ国)。また、他のシニア海外ボランティア派遣国においても、委員会の形をとってはいないものの、ボランティアによる交通安全に関する情報交換等が実施された。</p> <p>3. 参加環境の改善 (指標: 進路対策に関する帰国ボランティアの満足)</p> <p>平成15年度下半期には青年海外協力隊の帰国者の進路対策支援の充実を図るため、支援制度の見直しや進路選択に関する制度構築を検討した。具体的には、帰国隊員及び進路相談カウンセラーから支援制度の改善に関する意見を聴取し、メーリングリストを利用した情報共有の向上などが提案されたほか、国際機関を志願する隊員のキャリアアップ支援(JPOセミナーの開催等)及び企業の求める人材の把握のための調査に着手した。</p>
<p>評価方法</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体等を通じた募集の実績(現職教員特別参加制度への応募状況等) ・ 登録者数 ・ 技術補完研修の対象者・内容・期間の見直し

		<ul style="list-style-type: none"> ・医療及び交通安全対策の実施状況 ・進路対策に関する帰国ボランティアの満足
評価	評定	(評定の決定理由及び指摘事項等)
	A	<p>適格人材の確保、医療及び交通安全対策、そして参加環境改善と具体的な対応がなされており、このまま成果が期待できることから、全体として中期計画の実施に向けて「順調」な状況である。特に青年海外協力隊の健康条件付登録制度の導入などは有効な取り組みであった。</p> <p>今回に着手した取り組みは来年度以降に本格化することから、今後、青年海外協力隊の登録者数の更なる増加等が期待される。また、安全対策等や帰国ボランティアの進路対策支援にも一層の改善努力を望みたい。</p>

大項目	2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	(2)各事業毎の目標
小項目	<p>(八)国民等の協力活動(法第13条第1項第3号)</p> <p>()機動性を有するNGO等を担い手とした事業を実施することは、現地の実情に一層合致したより適正かつ効果的な技術の移転に資するものである。このような観点から、草の根技術協力事業の実施に当たっては、開発途上地域の人々の生活改善・生計向上に直接役立つ基礎生活分野を中心として、政府対政府による国際協力事業では十分手が届き難い、草の根レベルのきめ細やかな協力を行うものとする。また、幅広い国民の参加が得られるよう、主体的な発意が尊重されるよう配慮するとともに、手続きの更なる迅速化に心がけるものとする。具体的には、</p> <p>幅広い国民から、事業の趣旨に合致した応募が得られるよう、事業例等につきわかりやすい形での説明に努める。</p> <p>国民の主体的な発意が尊重され、かつ現地の実情に合致した協力が実施できるよう、対象協力地域に関する情報提供を行う。</p> <p>手続きの簡素化・迅速化のため、応募受付や経理処理等における事務合理化を行う。</p> <p>さらに、地域奉仕団体、職域団体、社会教育関係団体などの様々な団体・個人が発意し、自ら取り組む多様な手作りの国際協力の試みに対し、側面的な支援サービスを提供する。このために、国内と海外の支援体制を充実させるとともに、市民参加協力支援事業を推進する。</p> <p>また、国民の理解促進を図る上で、職員、専門家、青年海外協力隊等国际協力の経験者が国民に体験を還元する機会を充実させるとともに、国内機関を活用して、地域に密着した活動を積極的に行う。</p>
業務実績	<p>草の根技術協力事業について、ホームページでの事業内容・事業例等のわかりやすい形での説明に努めたほか、応募相談や情報提供依頼に積極的に応じた。また、事業実施に際し必要な対象各国の情報提供を行うとともに、NGO等からの提言を受け事務合理化を行い、手続きの簡素化・迅速化を図った。</p> <p>また、地域奉仕団体など様々な団体・個人が発意し、自ら取り組む国際協力の試みに対し、側面的な支援サービスを提供する観点から、国際協力推進員の配置やNGO-JICAジャパンデスクの設置など、国内外の支援体制を充実させる一方で、市民参加協力支援事業を積極的に推進した。</p> <p>更に、国際協力出前講座など、国際協力の経験者が国民に体験を還元する機会の充実に努めたほか、自治体・国際交流協会等の共催により、地域に密着した活動の推進に取り組んだ。</p>

1. 草の根技術協力事業にかかる説明・相談等（指標：草の根技術協力事業への理解を得るための取り組み状況）

毎月のNGO-JICA連携事業検討会でのNGO側との意見交換に基づき、募集要項を改訂し、本事業の趣旨や対象分野・重視される事業内容等を更に明確にしたほか、本事業に関する簡易なリーフレットを作成し、事業の広報に活用した。

応募相談や情報提供依頼については、本部のみならず、国内の国際センターや在外事務所に設置したNGO-JICAジャパンデスクが窓口となって積極的に応じ、15年度下半期に1,787件の応募相談・依頼を受け付けた。また、ホームページにおいて、募集要項、本事業実施のための手引きや、実施中の案件の案件概要や活動の写真等を掲載するなど掲載内容を改善した結果、下半期のアクセス数が53,526件（平成15年度通年88,857件）となり、通年単位で前年度比4.4%の増加となった。

2. 草の根技術協力事業の対象協力地域に関する情報提供（指標：NGO等が活動するために必要な情報を整備した国数）

15年度下半期には、これまで草の根技術協力事業の実績のある11カ国（インドネシア、東ティモール、フィリピン、ベトナム、カンボジア、ミャンマー、スリランカ、ネパール、ブラジル、アフガニスタン、南アフリカ共和国）について、事業の実施にかかる相手国からの了承の取り付け方法、相手国におけるNGO登録等の要否、これら手続きのための概ねの所要時間など、協力を実施する上で必要な情報を取り纏め、ホームページに掲載した。

3. 草の根技術協力事業の事務合理化（指標：合理化案計画と、実施・進捗状況）

NGO-JICA定期協議会（四半期毎）及びその下部機関であるNGO-JICA連携事業検討会（毎月）を開催し、草の根技術協力事業の手続きの簡素化・迅速化のため、NGO側からの提言を受け、1）事務処理、2）会計監理、3）募集要項及び実施の手引き、4）連絡・報告体制、5）連携のあり方、6）管理体制について、改善のための検討をした。その結果、例えば、草の根パートナー型支援においては15年度にはプロポーザル審査期間（採択内定まで）を4ヶ月から2ヶ月に短縮、活動内容の変更に伴う契約変更等への柔軟な対応、募集要項・経費関係書類の電子データによる公開、連絡先・書類提出先の一元化等の措置を講じた。また、以上の会議の議事録を公開するとともに、事業にかかる意見・提言を一般から広く受け付けるホームページを開設した。

4. 国際協力の試みに対する支援体制の充実等

（1）国内外の支援体制の充実（指標：国際協力推進員配置自治体数、NGO-JICAジャパンデスク設置国数）

国内においては、15年度下半期に新たに6つの地方自治体に各1名の国際協力推進員を配置し、主にこれら地域に在住する団体・個人が国際協力に参加する際の支援体制を強化した。なお、これにより国際協力推進員を配置した自治体は計51自治体となった（対前年度比13%増）。

他方、海外においては、日本のNGO等市民団体に対する各種情報提供や、開発途上国

	<p>の現地NGOとのネットワーク形成にかかる支援などを目的とするNGO-JICAジャパンデスクを、東ティモール、ブラジル、スリランカの3カ国(通年12カ国)に新設し、その設置国数の合計は17カ国となった(対前年度比12カ国増)。</p> <p>(2) 市民参加協力支援事業の推進 (指標: 市民参加協力支援事業の実施状況)</p> <p>国内各地において地域の団体の発意を生かし、市民が直接国際協力に携わる新たな機会を提供するため、セミナー、ワークショップその他の活動を支援する市民参加協力支援事業の推進を図った。各自治体への国際協力推進員の配置を進めてきたことなど支援体制の充実が反映され、事業への要望は増加の傾向にあり、平成15年度下半期で118件(通年162件、平成14年度通年71件)の事業を支援した。</p> <p>5. 国際協力の体験を還元する機会の充実等</p> <p>(1) 国際協力の体験を還元する機会の充実 (指標: 国際協力経験者による体験還元の実績(出前講座数))</p> <p>職員や青年海外協力隊OB・OGなどの国際協力経験者を教育現場を中心に派遣し、講義を通じてその体験を学生・教師などの市民に伝える「国際協力出前講座」について、講座の様子をホームページで紹介するなど、広報活動を拡充した。その結果、教育現場などからの要望が増え、下半期で1,276件(通年では2,178件、14年度に比べ12%増)の出前講座を実施した。</p> <p>(2) 地域に密着した活動の推進 (指標: 自治体、国際交流協会、NGO等と共催する事業の実施状況)</p> <p>国内各地で地方自治体、国際交流協会、NGO等との関係を強化し、これら団体との共催や後援として協力することにより、市民講座や研修などの各種事業を積極的に支援した。その結果、上記市民参加協力支援事業として実施したものも含め、下半期に190件(通年では302件、14年度比43%増)の支援を行った。</p>				
<p>評価方法</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 草の根技術協力事業への理解を得るための取り組み状況 ・ NGO等が活動するために必要な情報を整備した国数 ・ 合理化案計画と、実施・進捗状況 ・ 国際協力推進員配置自治体数 ・ NGO-JICA ジャパンデスク設置国数 ・ 市民参加協力支援事業の実施状況 ・ 国際協力経験者による体験還元の実績(出前講座数) ・ 自治体、国際交流協会、NGO等と共催する事業の実施状況 				
<p>評価</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="284 1653 443 1727"> <p>評定</p> </td> <td data-bbox="443 1653 1425 1727"> <p>(評定の決定理由及び指摘事項等)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="284 1727 443 1989"> <p>A</p> </td> <td data-bbox="443 1727 1425 1989"> <p>各種情報提供、事務の合理化、そして団体・個人が自ら取り組む国際協力への支援制度が整備され、実際に機能していることが数値で確認されており、全体として中期計画の実施に向けて「順調」な状況である。</p> <p>今後ともNGOを始めとして地方自治体、国際交流協会等との連携を一層推進していくことが必要である。特に、NGO-JICAジャパンデスクの設置は注目できるので、その活動の実績データを提供することを期待する。</p> </td> </tr> </table>	<p>評定</p>	<p>(評定の決定理由及び指摘事項等)</p>	<p>A</p>	<p>各種情報提供、事務の合理化、そして団体・個人が自ら取り組む国際協力への支援制度が整備され、実際に機能していることが数値で確認されており、全体として中期計画の実施に向けて「順調」な状況である。</p> <p>今後ともNGOを始めとして地方自治体、国際交流協会等との連携を一層推進していくことが必要である。特に、NGO-JICAジャパンデスクの設置は注目できるので、その活動の実績データを提供することを期待する。</p>
<p>評定</p>	<p>(評定の決定理由及び指摘事項等)</p>				
<p>A</p>	<p>各種情報提供、事務の合理化、そして団体・個人が自ら取り組む国際協力への支援制度が整備され、実際に機能していることが数値で確認されており、全体として中期計画の実施に向けて「順調」な状況である。</p> <p>今後ともNGOを始めとして地方自治体、国際交流協会等との連携を一層推進していくことが必要である。特に、NGO-JICAジャパンデスクの設置は注目できるので、その活動の実績データを提供することを期待する。</p>				

大項目	2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置
中項目	(2)各事業毎の目標
小項目	<p>(八)国民等の協力活動(法第13条第1項第3号)</p> <p>()開発援助に関する意識を国民の間に育てることを目的として、開発教育支援を充実させる。具体的には、</p> <p>講師の派遣や視察プログラムなどを通じ、「総合的な学習の時間」での取り組みなど教育現場との連携を強化する。</p> <p>開発教育において重要な役割をになう教員に対し、開発課題等への理解を促進するためのプログラムを充実させる。</p>
業務実績	<p>開発教育支援の観点から、出前講座の紹介等ホームページの充実等を実施した結果、ホームページアクセス数や出前講座数の要望が増加した(出前講座数は対前年度比で12%増加)。また、開発教育の指導者を対象とした研修についても対前年度比42%増となった。</p> <p>1.教育現場との連携強化</p> <p>(1)国際協力経験者による体験の還元(指標:国際協力経験者による体験還元の実績(出前講座数)(再掲))</p> <p>職員や青年海外協力隊OB・OGなどの国際協力経験者を教育現場を中心に派遣し、講義を通じてその体験を学生・教師などの市民に伝える「国際協力出前講座」について、講座の様子をホームページで紹介するなど、広報活動を拡充した。その結果、教育現場などからの要望が増え、下半期で1,276件(通年では2,178件、14年度に比べ12%増)の出前講座を実施した。</p> <p>(2)本部・国際センターでの学生・生徒への対応(指標:国内機関・本部を訪問した学校数)</p> <p>修学旅行生や学生等による機構の本部・国際センター等の訪問に対し、若手職員等が交代で国際協力事業の説明などを行っている。平成15年度下半期は326校(8,312人)あった。通年では873校(19,638人)、学校数の対前年度比は4%増となった。</p> <p>(3)開発教育に関する情報提供の充実(指標:開発教育に関するJICAホームページへのアクセス数)</p> <p>開発教育の観点で教育現場からの求めに応えるため、環境、人口問題、貧困等、地球上の様々な問題を紹介し、自分達に何ができるのかを一緒に考えていくコンテンツ「ぼくら地球調査隊」をホームページ上に掲載した。この他、ホームページのリニューアル及び新たなコンテンツ追加により、開発教育ウェブサイトのトップページへのアクセス数は、15年度下半期33,232件(通年55,615件、14年度に比べ15%増)となった。</p> <p>2.開発課題等への理解の促進</p>

	<p>(1) 教員の国際協力現場の理解促進 (指標: 教員の国際協力現場への派遣実績)</p> <p>教員が国際協力現場を訪問することにより、途上国問題への理解を深め開発教育に役立ててもらったため、従来より中学・高校教師を対象に教員派遣を実施してきた。15年度には対象を小学校教員にも広げることとし、計9チーム126名(14年度89名)を派遣した。(中期目標期間の目標は15年度の実績を基準とする)。</p> <p>(2) 開発教育指導者への研修の拡充 (指標: 開発教育に関する研修参加人数)</p> <p>主に教員を対象とした開発教育の担い手養成研修を15年度下半期に22件実施、延べ989人の参加を得た。通年では延べ2,118人(46件)、対前年度比42%増となった。なお、これまでの研修の成果として教員を中心とした参加者によるネットワークが形成されてきた地域もある(例: D-Net(札幌)、みやぎ開発教育ネットワーク、いしかわ地球市民を考える会等)。</p>				
<p>評定方法</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際協力経験者による体験還元の実績(出前講座数)(再掲) ・ 国内機関・本部を訪問した学校数 ・ 開発教育に関する JICA ホームページへのアクセス数 ・ 教員の国際協力現場への派遣実績 ・ 開発教育に関する研修参加人数 				
<p>評価</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;"> <p>評定</p> </td> <td style="padding: 5px;"> <p>(評定の決定理由及び指摘事項等)</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> <p>A</p> </td> <td style="padding: 5px;"> <p>国際協力出前講座数、訪問のあった学校数、そして開発教育指導者研修への参加者数も増加しており、全体として中期計画の実施に向けて「順調」な状況である。様々な仕組みが整備され、それが機能していることが確認されている。</p> <p>今後もNGO、地方自治体、地域国際化協会、そして教育委員会等と連携しながら開発教育支援を推進していくことが重要である。</p> </td> </tr> </table>	<p>評定</p>	<p>(評定の決定理由及び指摘事項等)</p>	<p>A</p>	<p>国際協力出前講座数、訪問のあった学校数、そして開発教育指導者研修への参加者数も増加しており、全体として中期計画の実施に向けて「順調」な状況である。様々な仕組みが整備され、それが機能していることが確認されている。</p> <p>今後もNGO、地方自治体、地域国際化協会、そして教育委員会等と連携しながら開発教育支援を推進していくことが重要である。</p>
<p>評定</p>	<p>(評定の決定理由及び指摘事項等)</p>				
<p>A</p>	<p>国際協力出前講座数、訪問のあった学校数、そして開発教育指導者研修への参加者数も増加しており、全体として中期計画の実施に向けて「順調」な状況である。様々な仕組みが整備され、それが機能していることが確認されている。</p> <p>今後もNGO、地方自治体、地域国際化協会、そして教育委員会等と連携しながら開発教育支援を推進していくことが重要である。</p>				

大項目	2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置
中項目	(2) 各事業毎の目標
小項目	<p>(二) 海外移住(法第13条第1項第4号)</p> <p>本事業を推進するにあたっては、我が国から中南米地域等へ渡航した海外移住者の生活の定着・安定を側面から支援するものであるとの認識をもって臨むとともに、特に開発途上地域における移住者支援業務は経済協力の目的をもあわせもつことに鑑み、経済・技術協力業務との十分な連携を図りつつ、移住者の属する地域の開発に資するよう留意するものとする。事業の実施に当たっては、移住者の定着・安定化を見つつ、重点化を図る。</p>
業務実績	<p>移住事業の重点化を図るため、日系団体が運営する各種事業への助成では高齢者福祉、日本語教育を中心とした分野の支援を行うとともに、将来の日系社会を担うリーダー育成を支援した。また、一般の経済・技術協力の枠組みのなかで日系社会の支援を合わせて行っていくため、経済・技術協力事業との連携を進めた。</p> <p>1. 事業の重点化(指標:重点化の状況(海外の日系団体への助成事業、日系社会リーダー育成事業の実施状況))</p> <p>海外移住事業費の総額は14年度実績894百万円から15年度実績585百万円と減少傾向にある。その中で重点化の対象としているのは日系団体支援(とくに医療衛生と日本語教育)及び日系社会リーダー育成である。日系団体への支援については14年度320百万円から15年度225百万円と減少しているが、その中で医療衛生と日本語教育の割合は51%から66%に伸びている。また、日系社会リーダー育成については、平成12年度に開始し、受入は順調に推移し、14年度74百万円から15年度92百万円に増加している。</p> <p>なお、それぞれの内容は以下のとおり。</p> <p>海外の日系団体への支援については、平成15年度には、移住者に一層の自助努力を明確に求めつつ、移住者団体が行う医療衛生や日本語教育を中心とした事業に対して合計48団体の助成を行った。高齢者福祉においては、パラグアイ、ボリビアの移住地にある5診療所の運営にあたる中心的な人材を日本に招へいし、移住者の高齢化に伴う診療所機能の見直し、自立に向けた今後のアクションプランの作成について協議した。また、日本語教育においては、中南米の現地日本語教師のレベルアップ、ネットワーク強化を図るため、ブエノスアイレスで開催された「汎米日本語教師合同研修会」経費の助成及び講師の派遣を行った。</p> <p>日系社会リーダー育成事業の対象として、平成15年度には、新規に14名を受け入れた。</p>

	<p>2. 経済・技術協力との連携（指標：経済技術協力との連携の実績）</p> <p>経済・技術協力の枠組みの中で日系社会の支援を合わせて行っていくことを目的として、以下の協力を行った。</p> <p>アルゼンチン、ボリビア、パラグアイ、ブラジル、ペルー、ドミニカ共和国において、日系社会が裨益する農業、保健医療等分野の事業を18件実施した（14年度：16件）。</p> <p>中南米の日系社会の人材育成とともに当該国・地域に貢献することを目的とし、日系研修員142名に対して本邦で技術研修を行った。</p> <p>中南米の日系社会を対象に、優秀な技術と豊かな経験に加えてボランティア精神を持つ日本の中高齢層（40～69歳）を日系社会シニアボランティアとして24名、優秀な技術とボランティア精神を持つ日本の青年（20～39歳）を日系社会青年ボランティアとして46名派遣した。</p> <p>3. その他の取り組み</p> <p>横浜国際センター海外移住資料館（平成14年10月開館）の入館者実績は平成15年度に17,830人（1日当たり平均57人）となっている。展示をより魅力あるものとするため、初めての企画展「マツリ展～外国文化になった日本の祭」を開催した（開催期間：平成16年3月～同年5月）。</p>				
<p>評定方法</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <p>・重点化の状況（海外の日系団体への助成事業、日系社会リーダー育成事業） ・経済技術協力との連携の実績</p>				
<p>評価</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="296 1120 440 1176"> <p>評定</p> </td> <td data-bbox="440 1120 1425 1176"> <p>（評定の決定理由及び指摘事項等）</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="296 1176 440 1547"> <p>A</p> </td> <td data-bbox="440 1176 1425 1547"> <p>高齢者福祉及び日本語教育分野を重点とする事業の実施が進んでおり、経済技術協力との連携にも実績が認められることから、全体として中期計画の実施に向けて「順調」な状況である。</p> <p>引き続き、助成においては重点化を進め、助成条件の適正化や審査・採択の客観性を確保していくことが重要である。平成17年度末で廃止される移住投融资事業についても、コスト・リスク管理を的確に実施していくことが求められる。重点化に当たっては移住者の高齢化に対応し、将来の日系社会を担うリーダーの育成に配慮する必要がある。</p> </td> </tr> </table>	<p>評定</p>	<p>（評定の決定理由及び指摘事項等）</p>	<p>A</p>	<p>高齢者福祉及び日本語教育分野を重点とする事業の実施が進んでおり、経済技術協力との連携にも実績が認められることから、全体として中期計画の実施に向けて「順調」な状況である。</p> <p>引き続き、助成においては重点化を進め、助成条件の適正化や審査・採択の客観性を確保していくことが重要である。平成17年度末で廃止される移住投融资事業についても、コスト・リスク管理を的確に実施していくことが求められる。重点化に当たっては移住者の高齢化に対応し、将来の日系社会を担うリーダーの育成に配慮する必要がある。</p>
<p>評定</p>	<p>（評定の決定理由及び指摘事項等）</p>				
<p>A</p>	<p>高齢者福祉及び日本語教育分野を重点とする事業の実施が進んでおり、経済技術協力との連携にも実績が認められることから、全体として中期計画の実施に向けて「順調」な状況である。</p> <p>引き続き、助成においては重点化を進め、助成条件の適正化や審査・採択の客観性を確保していくことが重要である。平成17年度末で廃止される移住投融资事業についても、コスト・リスク管理を的確に実施していくことが求められる。重点化に当たっては移住者の高齢化に対応し、将来の日系社会を担うリーダーの育成に配慮する必要がある。</p>				

大項目	2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	(2)各事業毎の目標
小項目	<p>(ホ)災害援助等協力事業(法第13条第1項第5号及び第2項)</p> <p>開発途上地域等における大規模災害による被災者救済のため、国際緊急援助隊派遣及び緊急援助物資供与の迅速、効果的かつ効果的な実施を図る。</p> <p>(イ)緊急援助隊派遣の実施にあたっては、平時より必要機材・物資の備蓄体制を整備するとともに、隊員の訓練・研修の充実を図り、緊急時に迅速、効果的かつ効果的な緊急援助活動が可能になるよう努める。また、緊急時に円滑な対応を行うため、体制整備、訓練、研修等の実施につき、主務大臣との意思疎通を図ることとする。</p> <p>(ii)緊急援助物資供与の実施にあたっては、被災規模、被災国のニーズ等を勘案の上、適切な規模及び内容の援助を行う。また援助物資供与後、被災国との物資活用状況等についてのフォローアップを行い、今後の業務実施の改善に役立てるものとする。また、NGOとの連携等により、緊急援助物資がより迅速かつ効果的に被災民の手に届くよう努める。</p>
業務実績	<p>国際緊急援助隊の派遣については、迅速かつ効果的な緊急援助活動を実施するため、被災国からの要請にもとづく主務大臣からの指示を受けてから迅速に出発する体制づくりを行うとともに、緊急援助隊登録者の研修・訓練の充実を図った。</p> <p>1.国際緊急援助隊の派遣</p> <p>(1)緊急援助隊の迅速な派遣(指標:備蓄体制の整備状況、指示後24時間以内の救助チーム派遣と48時間以内の医療チーム派遣数の割合)</p> <p>国際緊急援助隊は、主務大臣からの指示後24時間以内の救助チーム派遣と48時間以内の医療チーム派遣を目指している。平成15年度下半期に派遣されたチーム2件の実績は、イラン地震(平成15年12月)の医療チーム派遣は10時間、モロッコ地震(平成16年2月)の救助チームの派遣は12時間と、いずれも目標時間以内に出発させることができた(達成率100%)。</p> <p>なお、これらの派遣が命令後極めて素早くできた背景には、被災現場が首都から離れた地域であり、被災国政府の情報収集に時間を要したことから、要請の発出がなされるまでの時間を利用して、機構として適切な準備を実施したことがある。</p> <p>また、国際緊急援助隊救助チーム及び医療チームの迅速な派遣のために、成田空港の倉庫に携行機材を備蓄しており、平成15年度は備蓄している機材の内容について専門家の意見を反映させて改善に努め、また機材の保管状況の総点検を実施した。</p> <p>(2)研修・訓練の実施状況(指標:訓練の実施及び研修・訓練を反映した救助活動の実施)</p> <p>研修・訓練は救助関係者、医療関係者、業務調整員に区分して実施しており、平成15</p>

	<p>年度下半期の実績は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 救助関係者：リーダー研修（30名） ・ 医療関係者：導入研修（46名）、中級研修（210名） ・ 業務調整員：業務調整員研修（機構職員74名、青年海外協力隊OB45名） <p>研修訓練の質的向上のためには救助活動に関する国際的な動向の把握が不可欠であり、国連人道問題調整事務所（UNOCHA）と外務省と協力して国際搜索救助諮問グループ（INSARAG）の地域国際会議（神戸）を開催し、収集した情報を救助チームリーダー研修に反映させた。</p> <p>これらの研修・訓練の成果の一つとして、当該期間に派遣された2チームは、国連人道問題調整事務所の現地業務調整センター（OSOCC：On Site Operations Coordinating Center）と密接に連携しつつ活動し、国連の方針に沿った活動を展開できた。</p> <p>2．緊急援助物資供与</p> <p>(1) 適切な物資供与の実施と業務改善の状況（指標：適切な規模及び内容の物資供与の実施、及びフォローアップの実施状況と業務改善の実施状況）</p> <p>平成15年度下半期の実績としては、6カ国（フィリピン・地すべり、イラン・地震、インドネシア・地震、モロッコ・地震、マダガスカル・サイクロン、イラク・洪水）に計8件の物資供与を行った。物資供与の規模及び内容の決定においては、要請書のみならず在外事務所や国連人道問題調整事務所（UNOCHA）からの情報も参考に適切な規模及び内容となるよう努めた。また、実施後のフォローアップとして、物資の配布状況、ニーズとの整合性の確認、並びに現地での報道振りなどについて在外事務所を通じて調査しており、物資送付先について改善をはかった。迅速な手続きの実施についても努力しており、フィリピンへの物資は諸外国からの援助物資の中で最初に到着した。</p> <p>(2) NGOとの連携の実施状況（指標：NGOとの連携の実施状況）</p> <p>NGOとの連携を進めるため、平成15年度下半期についてはジャパンプラットフォームと外務省が開催する人道緊急援助(医療セクター)に係るセミナー及びシンポジウムに協力した。この作業を通じて、ジャパンプラットフォームと意見交換が進み今後この関係を更に発展させることが重要であるとの共通認識を確保した。また、イラン地震において支援を実施したジャパンプラットフォーム関連のNGOの報告会にも参加し、情報共有を行った。</p>
<p>評定方法</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 備蓄体制の整備状況 ・ 指示後24時間以内の救助チーム派遣と48時間以内の医療チーム派遣数の割合 ・ 訓練の実施及び研修・訓練を反映した救助活動の実施 ・ 適切な規模及び内容の物資供与の実施、及びフォローアップの実施状況と業務改善の実施状況 ・ NGOとの連携の実施状況

評価	評定	<p>2件（イラン地震、モロッコ地震）の緊急援助隊の派遣について極めて迅速に派遣され、訓練・研修も改善が認められた。また、緊急援助物資供与やNGO連携についても十分な体制が整えられており、全体として中期計画の実施に向けて「順調」な状況である。</p> <p>引き続き、顔の見える国際協力として一層の充実に期待する。</p>
	A	

大項目	2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置								
中項目	(2)各事業毎の目標								
小項目	<p>(へ)人材養成確保(法第13条第1項第6号)</p> <p>国際協力に係る優れた人材の養成及び確保は、広く技術協力事業全般の基盤の根幹をなすものであり、また、我が国技術協力の質的向上に直接関連するものである。このため、公募、登録、確保及び養成研修の充実を図り、専門家等登録件数を増やすよう努める。そのため、以下の措置を講ずる。</p> <p>国際協力人材センターにおいて、国際協力への参加機会に関する情報提供、相談業務、及び人材育成機会に関する情報提供を効果的に行う。</p> <p>ニーズに応じた弾力的な人材養成を行うため、専門家ニーズの把握に努めるとともに専門家養成研修の研修内容の見直しを行う。</p> <p>人材育成を更に幅広く行うため、インターンシップ制度、NGO人材育成プログラム、国際援助研究機関・大学との連携講座等を推進する。</p>								
業務実績	<p>1.国際協力人材センターによる専門家人材の公募、登録の推進</p> <p>(1)国際協力人材センターの体制整備(指標:国際協力人材センターの体制整備状況)</p> <p>第2次ODA改革懇談会の提言を受け、国際協力を志す人材をオールジャパンとして有効活用するため、国際協力人材センターを設置した。平成15年度10月にホームページを通じた人材募集情報や研修セミナー情報の提供、人材登録サービス、相談業務に係るサービスを開始した。</p> <p>(2)情報提供件数、情報提供制度の利用者数(指標:情報提供件数、情報提供制度の利用者数)</p> <p>国際協力人材センターのホームページでは、様々な団体が実施する国際協力に関する情報を提供するために、NGOや公益法人等に広く協力を呼びかけた。その結果、平成15年10月以降、70団体による求人情報94件及び研修・セミナー情報77件を掲載することができた。また、JICA事業については求人情報171件、研修・セミナー情報16件を掲載した。</p> <p>これらの情報提供制度の利用者数は、平成15年10月以降、延べ106,571人が人材センターを利用した。主なサービスとそれぞれの利用実績値は以下のとおり。</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>求人情報利用者数(アクセス件数)</td> <td style="text-align: right;">64,207件</td> </tr> <tr> <td>研修・セミナー情報利用者数(アクセス件数)</td> <td style="text-align: right;">15,076件</td> </tr> <tr> <td>メール配信サービス(登録者数)</td> <td style="text-align: right;">2,448件</td> </tr> <tr> <td>相談サービス(利用者数)</td> <td style="text-align: right;">100件</td> </tr> </table> <p>(3)専門家等登録件数(指標:専門家等登録件数)</p> <p>国際協力人材登録制度は、国際協力に関する知見と経験を有する既存の援助人材を確保し、機構だけではなくオールジャパンの国際協力人材バンクとして活用されることを目的としている。今期については、登録手続きをホームページ上で出来るようにして利便性の</p>	求人情報利用者数(アクセス件数)	64,207件	研修・セミナー情報利用者数(アクセス件数)	15,076件	メール配信サービス(登録者数)	2,448件	相談サービス(利用者数)	100件
求人情報利用者数(アクセス件数)	64,207件								
研修・セミナー情報利用者数(アクセス件数)	15,076件								
メール配信サービス(登録者数)	2,448件								
相談サービス(利用者数)	100件								

向上を図るとともに、国際協力関連イベント等を通じて登録制度の広報を行い、登録者数の拡大を図った。その結果、平成14年度末の登録者数3,352人に対し、15年度通年で1,255人増(15年度下半期では578人増)となり、平成15年度末の総登録者数は4,607人となった。

2. 専門家養成研修の見直しと充実 (指標: 研修内容の見直しの実施状況)

機構は、開発途上国において技術移転を行う技術協力専門家や、将来国際協力分野での活躍を希望する若手人材等を対象にして、それぞれのニーズに応じた各種の研修を行っている。平成15年度においては、専門家養成研修コースの改廃及び個人型研修プログラムの統合を行った。

(1) 専門家養成研修の見直し

技術協力専門家の希望者が必要な知識や手法等を修得するため、8週間の「技術協力専門家養成研修」を実施している。平成15年度に実施した16分野17コースについて、関係者へのアンケート及びヒアリング等を行い、平成16年度実施へ向けた見直しを行った。各コースの応募状況、受講生の専門家等としての活用状況等を検討し、17コースのうち4コース(海洋環境保全、技術教育・職業訓練等)について休止又は他コースと統合し、4コース(復興支援初級、ガバナンス等)を新規に開設することとした。

(2) 個人型研修プログラムの見直し

技術協力専門家等を目指す若手人材に対する個人型の研修プログラムとして、従来実施していた複数の制度(「ジュニア専門員フェーズ2制度」、「キャリアプログレス制度」及び「専門家育成個人研修制度」)を「専門家養成個人研修」として統合した。統合により、応募資格要件や募集手続きが簡素化されるとともに研修内容が改良された。平成15年度に行った新制度による募集では合計11名の研修生が選考された。

3. 幅広い人材育成のための取り組み

(1) インターンの受入 (指標: インターンの受入人数)

国際協力・開発援助に関わりの深い研究を行い、将来同分野において活躍することを希望する大学院生等を対象に公募や大学との協定によりインターンの受入を行っている。平成14年度においては89名であったが、募集広報の強化、受入先ポストの拡大等に努めた結果、平成15年度下半期の受入人数は36人(通年では110人、対前年度比24%増)となった。

(2) NGO人材育成研修等の実施 (指標: NGO人材育成研修等の参加人数)

NGOの人材育成を支援するため、NGO人材育成総合プログラムとして平成15年度には6種の研修等を実施した。プログラムへの参加人数は平成14年度においては51人であったが、新規研修コースの開設や、募集広報の強化等に努めた結果、平成15年度下半期の実績は32人(通年では59人、対前年度比16%増)となった。

(3) 大学との連携講座の実施 (指標: 大学との連携講座の実施状況)

平成15年度はこれまで要望のなかった大学や学部からも新規の依頼が増加しており、平成15年度下半期では49件(平成15年度の通年では74件)の連携講座を実施した。

評価方法	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際協力人材センターの体制整備状況 ・ 情報提供件数、情報提供制度の利用者数 ・ 専門家等登録件数 ・ 研修内容の見直しの実施状況 ・ インターンの受入人数 ・ NGO 人材育成研修等の参加人数 ・ 大学との連携講座の実施状況 	
評価	評価	(評価の決定理由及び指摘事項等)
	A	<p>国際協力人材センターの情報提供、専門家養成研修の見直し、インターンの受入れ、NGO人材育成研修等、いずれも数値にて実績があがっており、全体として中期計画の実施に向けて「順調」な状況である。</p> <p>今後、これらの事業の質の向上に一層努めるとともに、これら人材養成確保事業の成果をいかにフィードバックするかについても配慮することが望ましい。</p>

大項目	2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	(2)各事業毎の目標
小項目	(ト) 附帯業務(法第13条第1項第7号) 開発途上国による案件形成及び政府による案件選定に資するため、政府開発援助大綱、政府開発援助に関する中期政策、国別援助計画等、政府の開発援助政策・指針に基づいて所要の調査・研究に努める他、重要な援助課題についても調査・研究を行う。
業務実績	<p>(1) プロジェクト形成調査等の実施状況</p> <p>機構は開発途上国による案件形成及び政府による案件選定に資するため、平成15年度下半期には23件(通年43件)のプロジェクト形成調査を派遣した。地域別の内訳は、アフリカ・中東地域で5件(通年11件)、ASEANで8件(通年12)、中南米その他で10件(通年20件)となっている。また、日本から調査団を派遣せずに現地コンサルタント等による調査を行う在外プロジェクト形成調査を30件(通年41件)実施した他、案件形成を目的とした特定域内ワークショップを11回(通年12回)開催した。</p> <p>以上のような短期的な調査では対応が困難な各国の開発重点分野のより詳細な分析や案件形成支援等を行うため、各重点分野に精通した人材を企画調査員として派遣するとともに、現地事情に精通した現地人材を在外専門調整員として活用している。</p> <p>こうしたプロジェクト形成調査等により、個々の案件の形成を支援したのみならず、これを通じて得られた情報や分析結果を、機構の国別事業実施計画における開発の方向性や協力の考え方の整理、更には、政府の国別援助計画の策定等に反映させることにより、案件形成・案件選定の総合的な向上に貢献した。</p> <p>(2) 調査研究等の実施状況</p> <p>平成15年度(通年)には、調査研究は24件実施した。その内訳は、事業経験のレビューと援助手法の改善(7件)、国別・地域別及び分野・課題別の援助戦略(12件)、開発理論・援助潮流の整理と検討(5件)となっている。また、客員研究員に委嘱して行う研究は14件、各事業部が必要に応じて行う調査研究は18件実施した。</p> <p>調査研究の成果の活用度を測るため、6件の調査研究について報告書の主要ユーザーによる有用性調査を試行的に実施した。この結果、関係実務者により概ねよく活用されていることが判明したとともに、今後の改善策についても明らかになった。また、機構全体の調査研究の方向性の総合調整、質の向上、成果の共有等を図る調整メカニズムとして、調査研究調整委員会を開催した。</p>
評価方法	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <p>・プロジェクト形成調査及び調査研究等の実施状況</p>

評価	評定	<p>プロジェクト形成調査や調査研究を積極的に行っており、報告書の有用性についても把握に努めるなど、全体として中期計画の実施に向けて「おおむね順調」な状況である。開発途上国による案件形成や政府による案件選定に資するための活動が進展している。</p> <p>今後、調査業務の質を一層向上させ、国際的発信力を高めることが望ましい。また、記述言語等、調査研究の成果が活用されるための取り組み状況も示していくことを期待する。</p>
	B	

大項目	3. 予算（人件費の見積を含む。） 収支計画及び資金計画
中項目	（1） 予算（人件費の見積を含む。） 別表1 （2） 収支計画 別表2 （3） 資金計画 別表3
小項目	（1） 予算（人件費の見積を含む。） 別表1 運営費交付金を充当して行う業務については、「2. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。（以下、略） （2） 収支計画 別表2 寄附金収入、施設利用料等の自己収入の確保、固定経費の節減、予算の効率的執行により適切な財務内容の実現を図る。 固定経費節減のため、国内外の施設・事務所のあり方について見直しを行う。 （3） 資金計画 別表3 融資事業における債権の回収を適切に行うよう努める。
業務実績	1. 予算、収支計画、資金計画に関する実績 （1） 予算 平成15年度下半期予算については、事業団時代の予算科目による積み上げ方式により決定したものを機構の新予算科目に組替え決定した。 別表1の通り （2） 収支 別表2の通り （3） 資金計画 別表3の通り 2. 寄附金収入、自己収入の確保、固定経費の節減、予算の効率的執行の実績 寄附金については、寄付金等と寄贈品等に分類した上で、実施要領案を策定した。その中で、受付の基準、承認手順、会計処理等の必要事項を定めた。 自己収入のうち、施設利用料収入については、計画額に対し5百万円の増、通年ベースでは平成14年度実績に対し、50百万円の増となっている。これは、横浜センターが平成15年度から本格稼働したことによる。また、自己収入の確保のため施設利用の向上を図るべく、貸付の対象、貸付基準、貸付料の算定方法、貸付要件等の必要事項を含む不動産等の一時使用の運用方針（案）を策定した。 固定経費の削減については、事務所借料（36百万円）、公用車経費（9百万円）、パソコン経費（51百万円）等の削減を実施した。

予算の効率的執行については、長期専門家の新規派遣人数の削減、専門家手当等々の合理化、研修員滞在経費の削減、機材調達経費の削減等に取り組んだ。

なお、運営費交付金債務の残額については、10,377百万円となっており、その内訳としては、以下の通りである。

契約済みで支払いが翌年度になるもの	7,338百万円
前渡金	2,182百万円
平成15年度人事院勧告による給与の不使用額	354百万円
退職手当の不使用額	335百万円
計画済みのもので実施が翌年度になるもの	120百万円
リース債務(旧法人契約の元本返済分)	28百万円
たな卸し資産、前払費用、仮払金	16百万円

このうち、繰越し(、の合計、コンサルタント契約、機材調達等)は7,458百万円で、平成14年度の実績(6,806百万円)より増加した。これは、15年度は半期(6ヶ月)ずつという短期間での執行が影響し、契約が遅れ気味となったことが原因である。

3. 国内外の施設・事務所のあり方にかかる見直し実績

(1) 国内機関

国内機関あり方調査については、全19機関(広尾訓練研修センター含む)を対象に訪問調査を行った結果、効果的・効率的な実施体制・機能についての改善案を第一次調査結果としてとりまとめた(詳細については、「7.施設・設備に関する計画」に別掲)。今後、平成16年8月までに全調査を完了させる予定。

(2) 在外機関

在外事務所等のあり方については、在外強化の観点から、選択と集中により、適切な人員、機能の配分等を検討中である。

4. 融資事業における債権回収の実績

(1) 開発投融资

貸付金元本及び利息の回収を実施した。

回収額は計画額と比較し316百万円の増となった。

1) 回収額

(単位:百万円)

	計画額	実績額	差額
元金	875	1,191	316
利息	152	151	0
合計	1,027	1,343	316

2) 差額発生理由

元金:2案件について、償還期間を繰上げ一括償還されたため。

利息:元金の繰上げ償還に伴い貸付総額が減少したため。

	<p>(2) 移住関係</p> <p>移住融資債権及び入植地割賦債権の元本及び利息等の回収を実施した。 回収額は計画額と比較し36百万円の減となった。</p> <p>1) 回収額 (単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="296 539 1415 680"> <thead> <tr> <th></th> <th>計画額</th> <th>実績額</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>元金</td> <td>314</td> <td>298</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>利息</td> <td>51</td> <td>29</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>364</td> <td>328</td> <td>36</td> </tr> </tbody> </table> <p>2) 差額発生理由</p> <p>元本：年度前半に約定日が多く回収が集中したため、後半は計画より若干下回った。 利息：履行期限内に弁済されなかった債権については、内部規程により弁済充当順序を変更し、元本優先充当を行ったため、計画を下回った。</p> <p>注：上記各表は、端数処理の関係で合計と一致しない場合があります。</p>		計画額	実績額	差額	元金	314	298	14	利息	51	29	21	合計	364	328	36
	計画額	実績額	差額														
元金	314	298	14														
利息	51	29	21														
合計	364	328	36														
<p>評価方法</p>	<p>独立行政法人からの説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 寄附金収入、自己収入の確保、固定経費の節減、予算の効率的執行の実績 ・ (国内外の施設・事務所のあり方にかかる) 見直し実績 ・ 債権回収の実績 																
<p>評価</p>	<p>評価</p> <p>（評価の決定理由及び指摘事項等）</p> <p>繰越金が14年度に比べて増えているが、寄付金収入及び自己収入の確保に関する制度整備や債権回収等については計画に沿って進捗しており、全体として中期計画の実施に向けて「おおむね順調」な状況である。</p> <p>繰越金の是非については、適切な繰越しと不適切な繰越しの概念を踏まえて整理することが必要である。また、寄付金収入については、NGO等との競合に配慮しながら取り組むことが重要である。</p> <p>今後、施設・設備のあり方については、8月に予定されている調査完了後に速やかに具体策を示す必要がある。同様に、在外事務所のあり方についても「選択と集中による適切な人事」がコスト面で機構にどのような効果をもたらすかに示していくことが求められる。さらに、融資事業については債権回収の責任部署の明確化と回収目標を明示していくことが重要である。</p>																

平成15年度決算報告書

(平成15年10月1日～平成16年3月31日)

(単位：百万円)

区分	年度計画	決算額	差額	備考
収入				
運営費交付金	94,291	94,291	0	
受託収入	3,068	2,766	300	注1
開発投融資貸付利息収入	152	151	0	
入植地割賦利息収入	3	7	4	
移住投融資貸付金利息収入	48	22	25	
その他収入	1,456	1,601	145	
うち施設利用収入	1,276	1,281	5	
寄附金	0	0	0	
雑収入	180	320	140	注2
施設整備資金より受入	615	274	340	
計	99,633	99,115	516	
支出				
一般管理費	6,048	6,071	24	
うち人件費	4,151	4,230	79	注3
物件費	1,897	1,841	55	
業務経費	88,424	80,250	8,173	注4
うち国・課題別事業計画関係費	2,847	3,344	496	
技術協力プロジェクト関係費	52,454	46,615	5,838	
無償資金協力関係費	3,811	2,574	1,236	
国民参加型協力関係費	15,794	14,791	1,001	
海外移住関係費	354	350	3	
災害援助等協力関係費	437	322	114	
人材養成確保関係費	1,830	1,759	70	
事業評価関係費	473	407	65	
事業附帯関係費	3,164	3,505	342	
国内機関関係費	2,068	2,048	18	
在外事務所関係費	5,192	4,529	663	
施設整備費	615	274	340	注5
受託経費	3,068	1,518	1,549	注6
業務支援経費	1,478	1,319	158	
うち施設運営費	1,276	1,280	4	
民間協力特別支援費	202	38	163	注7
計	99,633	89,434	10,197	

端数処理の関係で、合計と一致しない場合があります。

予算額と決算額との差異説明

注1 経済産業省からの受託収入が減ったため。

注2 予算段階では見積もれない過年度経費の戻し入れがあったため。

注3 予算段階で、本部の人数を削減し、在外へのシフトを計画していたが、本部の人数を急激に削減することは困難であったため。

注4 人件費の残額(平成16年度に充当)、契約済みで支払いが翌年度になるもの等が差額として計上されている。

なお、内訳の差額については、当初予定していた執行配分の見直しを行ったため。

注5 研修、訓練時期と工事全体期間との関係から実施を延期したものがあつたため。

注6 相手国等の事情により計画に変更が生じたため。

注7 事業未実施分があるため。

損 益 計 算 書

(平成15年10月1日～平成16年3月31日)

(単位：百万円)

経常費用			
業務費			
国・課題別事業計画関係費	3,269		
技術協力プロジェクト関係費	44,703		
無償資金協力関係費	2,125		
国民参加型協力関係費	14,773		
海外移住関係費	345		
災害援助等協力関係費	350		
人材養成確保関係費	1,756		
事業評価関係費	407		
事業附带関係費	3,491		
国内機関関係費	2,017		
在外事務所関係費	4,476		
業務支援経費	1,319		
交付金等事業費	1,234		
受託経費	2,540		
(うち人件費)	(4,428)		
減価償却費	1		
一般管理費			
一般管理費	6,112		
(うち人件費)	(4,230)		
財務費用			
支払利息	1		
外国為替差損	199		
雑損	30		
経常費用合計			<u>89,159</u>
経常収益			
運営費交付金収益	83,782		
政府交付金収入	1,293		
受託収入	2,540		
開発投融資収入	148		
入植地事業収入	0		
移住投融資収入	29		
施設利用収入	1,062		
貸倒引当金戻入	216		
資産見返運営費交付金戻入	1		
財務収益			
受取利息	11		
雑益	399		
経常収益合計			<u>89,485</u>
経常利益			<u>326</u>
臨時損失			
固定資産売却損	0		
臨時損失合計			<u>0</u>
臨時利益			
固定資産売却益	0		
臨時利益合計			<u>0</u>
当期純利益			<u>326</u>
当期総利益			<u>326</u>

キャッシュ・フロー計算書

(平成15年10月1日～平成16年3月31日)

	(単位：百万円)
業務活動によるキャッシュ・フロー	
貸付金利息収入	173
入植地事業収入	8
利息収入	0
割賦元金	8
受託事業収入	2,758
運営費交付金収入	94,291
施設利用収入	1,071
人件費支出	8,658
事業支出	73,062
業務支援費支出	1,092
受託経費支出	1,635
その他の業務支出	2,231
小計	11,623
利息の受取額	11
利息の支払額	1
業務活動によるキャッシュ・フロー	11,632
投資活動によるキャッシュ・フロー	
固定資産の取得による支出	405
固定資産の売却による収入	3
貸付けによる支出	376
貸付金の回収による収入	1,497
譲渡性預金の取得による支出	26,600
投資活動によるキャッシュ・フロー	25,880
財務活動によるキャッシュ・フロー	
リース債務の返済による支出	28
財務活動によるキャッシュ・フロー	28
現金及び預金に係る換算差額	9
現金及び預金の増加額	14,286
現金及び預金期首残高	19,912
現金及び預金期末残高	5,625

大項目	4. 短期借入金の限度額	
中項目		
小項目	410 億円 理由：国からの運営費交付金の受け入れ等が3ヶ月程度遅延した場合における職員への人の遅配及び事業費の支払い遅延を回避するため。	
業務実績	実績なし	
評定方法	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。	
評価	評定	(評定の決定理由及び指摘事項等) 短期借入金の実績がないため、評定対象外とした。

大項目	5. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	
中項目		
小項目	ドミニカ共和国サント・ドミンゴ学生寮土地・建物（在外移住事業関係資産）及びアルゼンチン国園芸総合試験場建物・施設の処分を計画	
業務実績	<p>ドミニカ共和国サント・ドミンゴ学生寮土地・建物については、売却に向けて準備中。</p> <p>アルゼンチン国園芸総合試験場（建物、施設）については、現在実施中の技術協力が終了する平成16年12月に先方に譲渡する方向で検討しており、平成16年3月に終了時評価調査団を派遣した際に相手側（INTA）の受入体制の確認を行った。</p>	
評定方法	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。	
評価	評定	（評定の決定理由及び指摘事項等）
	A	<p>予定どおり準備を進めており、全体として中期計画の実施に向けて「順調」な状況である。</p> <p>今後、相手側との協議結果、そして、予定譲渡金額と帳簿価額を示すことが望ましい。</p>

大項目	6. 剰余金の使途	
中項目		
小項目	剰余金が発生した際の使途は、中期計画の達成状況を見つつ、事業の改善・質の向上に資する業務及び施設・設備の整備に充てることとする。	
業務実績	実績なし	
評定方法	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。	
評価	評定	(評定の決定理由及び指摘事項等) 剰余金の実績がないため、評定対象外とした。

大項目	7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項															
中項目	(1) 施設・設備に関する計画															
小項目	<p>業務実施上の必要性及び既存の施設の老朽化等に対応するため施設・設備の整備改修等を計画的に行う。さらに、業務の適切な実施のため及び運営・利用の効率化のために、全国内機関を対象とした総合的あり方調査（1年以内に実施）を実施する。</p> <p>平成15年度から平成18年度の施設・設備の整備に関する計画（単位：百万円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設・設備の内容</th> <th>財源</th> <th>予定額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中部国際センター建替え</td> <td>施設整備資金</td> <td>2,118</td> </tr> <tr> <td>身障者対応施設整備</td> <td>施設整備資金</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>既存施設改修</td> <td>施設整備資金</td> <td>3,214</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>施設整備資金</td> <td>5,532</td> </tr> </tbody> </table>	施設・設備の内容	財源	予定額	中部国際センター建替え	施設整備資金	2,118	身障者対応施設整備	施設整備資金	200	既存施設改修	施設整備資金	3,214	計	施設整備資金	5,532
施設・設備の内容	財源	予定額														
中部国際センター建替え	施設整備資金	2,118														
身障者対応施設整備	施設整備資金	200														
既存施設改修	施設整備資金	3,214														
計	施設整備資金	5,532														
業務実績	<p>(1) 平成15年度の施設・設備の整備に関する実績</p> <p>平成15年度下半期については、身障者対応施設整備、既存施設改修として615百万円規模の事業を予定していたが、研修、訓練時期と工事全体期間との関係から、一部工事を平成16年度の実施に変更したことから、実績は308百万円となった。</p> <p>(2) 国内機関総合的あり方調査に関する実績</p> <p>国民等の協力活動の推進の観点から機構の国内拠点としての国内機関の重要性はますます高まっている。しかし、国内機関の立地条件や施設の老朽化、地域的な配置バランス、また機構の事業形態の変化に伴う国内機関の位置づけなど、効率的・効果的な経営に向けた見直しを図る必要があり、全国内機関を対象とした総合的あり方調査を実施した。</p> <p>平成15年10月より内部の検討委員会による調査方針・内容の検討を行い、平成16年1月より国内19機関並びに県・市の担当部署、国際交流協会、大学等教育機関等を対象に訪問調査を実施した。平成16年3月末までに、各機関の課題の抽出を行い、効率的・合理的な実施体制・機能についての改善案を第一次調査結果としてとりまとめた。今後、平成16年8月までに全調査を完了させる予定。</p> <p>国内機関総合的あり方調査の調査内容は次のとおり。</p> <p>1) 今後の研修、国民参加協力事業等将来の機構の事業動向予測を行い、それに基づいた国内機関の拠点としてのあり方を抜本的に検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修事業、青年海外協力隊事業、国民参加事業等の事業動向の把握と分析 ・日本国内における地域ごとの特性、比較優位分析 ・上記に対応するための拠点のあるべき機能（立地、規模、施設の内容）の検討 <p>2) 既存施設の立地環境、事業実施状況、利用状況等分析を行い、建設、老朽化に伴う修繕等が計画されている施設の改廃を含めた現有施設の効率的・効果的な施設運営の全</p>															

	<p>体計画を策定する。その結果を踏まえて平成16年度以降の見直し計画を策定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設活用、運営の現状分析（利用状況及び収支分析等） ・効率的施設運営の検討（規模、宿泊施設及びセミナー室等最適配置、ボランティアの研修機能、利用率向上策、収支改善等） ・施設運営、整備に対する中長期的基本方針の提言 ・施設ごとの具体的見直し計画提言 	
評価方法	<p>独立行政法人からの検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p>	
評価	評価	<p>（評価の決定理由及び指摘事項等）</p> <p>施設・設備の整備に関しては、利用時期と工事期間との関係から工事を繰り延べることで全体計画を見直した。また、国内機関を対象とした総合的あり方調査については、8月に調査が終了する予定で成果も期待されていることから、全体として中期計画の実施に向けて「順調」な状況といえる。</p> <p>今後の工事实施の繰り延べにおいては利用者のニーズを十分に踏まえることへの検証も加える必要がある。また来年度には、調査結果を受けて運営・利用の効率化、施設のあり方などについての計画を迅速に策定し、具体的な達成目標を示すことを求めたい。</p>
	A	

大項目	7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項
中項目	(2) 人事に関する計画
小項目	<p>(イ) 方針</p> <p>効果的かつ効率的な業務運営のため、人員の適性配置により業務運営の効率化を図る。また、業務内容の高度化及び専門化に対応するため、職員への研修、資格取得等の促進を通じた職員の資質向上を図る。具体的には、</p> <p>的確な勤務成績の評価を行い、仕事の難易度と役割の重要性を反映した処遇を実現することで、職員の意欲を更に引き出すとともに、業務内容の質的向上と効率化を図りうる適材適所の人事配置を行う。</p> <p>業務内容の高度化及び専門化に対応するため、国際機関への出向、専門家としての活用も含め、プロジェクトマネジメント能力の強化及び開発課題に関する知見の深化、並びに語学も含めたコミュニケーション能力涵養を目的とした研修又は機会を提供し、国際協力のプロフェッショナルとしての能力開発に努める。</p>
業務実績	<p>1. 勤務成績の評価の実績並びに適材適所の人事配置の実績</p> <p>(1) 勤務成績の評価の実績 (指標: 勤務成績の評価の実績)</p> <p>平成15年度下半期には人事制度を抜本的に見直し、職員の人材像と求められる能力を明確にした上で、資格・昇格制度、給与・退職金制度、人事評価制度から成る新しい人事制度案を策定した。新人事評価制度では、職員的能力開発・人材育成並びに勤務成績に応じた適正な処遇の実現を目指しており、それと緊密に関連する資格・昇格制度、給与・退職金制度についても大幅な改革を行った。新制度については、職員への説明会を実施済みであり、16年度から導入する。</p> <p>また、従来の評価制度をより適切に実施するため、平成15年度には管理職対象の目標設定及び評価者研修を実施し、これにより14年度までに登用された管理職はほぼ全員が研修を受講した。</p> <p>(2) 適材適所の人事配置の実績 (指標: 適材適所の人事配置の実績)</p> <p>新人事制度の検討において、38歳程度で到達すべき基準人材モデルを「援助マネジメントのプロフェッショナル」と定義し、事業を的確に遂行するために必要なマネジメント能力と、「国・地域」や「課題・分野」に関する専門能力とに区分してそれぞれの要件を明確化した。基準モデル人材の定義にもとづいて、本部勤務、在外勤務の時期、研修機会の充実などを考慮した初期ローテーションの基本型を整理した。</p> <p>また、現場のニーズを確実に捉え、効果的・効率的な事業を実施していくために、より多くの人員を在外へシフトするための職員配置シミュレーションを行い、本部、国内、在外の配置人数を修正するとともに、16年4月から実施する組織機構の改編及びチーム制度導入に向けた異動計画を策定し適材適所の配置に努めた。</p>

	<p>2. 職員の能力開発 (指標: 職員の能力開発の実績)</p> <p>16年度導入予定の新人事制度案を踏まえた、職員の能力開発のあり方及び職員研修体系にかかる検討を行い、人材育成計画案として整理した。</p> <p>既存の「階層別研修」「専門研修」「語学研修」について、内容の見直しと研修機会の増大に努めた。具体的には、専門研修の内容の多様化と事業部のニーズに応じた内容設定に努め、他方、費用対効果が低いと思われた全管理職対象の講義形式の研修を取りやめるなど、成果重視の研修プログラムを充実させることができた。また、国際機関との人事交流、省庁との人事交流、職員の専門家としての派遣など、実務を通じた職員の能力開発の機会を提供した。</p> <p style="text-align: center;">< 職員研修実施実績 > (単位: 人)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>14年度実績</th> <th>15年度実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>階層別研修</td> <td>414</td> <td>248</td> </tr> <tr> <td>専門研修</td> <td>1,494</td> <td>1,588</td> </tr> <tr> <td>語学研修</td> <td>170</td> <td>175</td> </tr> <tr> <td>(合計)</td> <td>2,078</td> <td>2,011</td> </tr> </tbody> </table>		14年度実績	15年度実績	階層別研修	414	248	専門研修	1,494	1,588	語学研修	170	175	(合計)	2,078	2,011
	14年度実績	15年度実績														
階層別研修	414	248														
専門研修	1,494	1,588														
語学研修	170	175														
(合計)	2,078	2,011														
<p>評定方法</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・勤務成績の評価の実績 ・適材適所の人事配置の実績 ・職員の能力開発の実績 </p>															
<p>評価</p>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;"> <p>評定</p> </td> <td style="padding: 5px;"> <p>(評定の決定理由及び指摘事項等)</p> <p>勤務成績を処遇に反映し、かつ、職員の意欲をサポートする新人事制度を決定したことは重要な改革であり、また、基準モデル人材の初期ローテーションの基本型が整理されるなど、全体として中期計画の実施に向けて「順調」な状況である。</p> <p>今後は新人事制度の運用実績や効果の把握が課題となってくる。また、内部で確保すべきマネジメント能力以外の専門性についても検討し、能力開発のあり方を改善していくことが望ましい。</p> </td> </tr> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;"> <p>A</p> </td> <td></td> </tr> </table>	<p>評定</p>	<p>(評定の決定理由及び指摘事項等)</p> <p>勤務成績を処遇に反映し、かつ、職員の意欲をサポートする新人事制度を決定したことは重要な改革であり、また、基準モデル人材の初期ローテーションの基本型が整理されるなど、全体として中期計画の実施に向けて「順調」な状況である。</p> <p>今後は新人事制度の運用実績や効果の把握が課題となってくる。また、内部で確保すべきマネジメント能力以外の専門性についても検討し、能力開発のあり方を改善していくことが望ましい。</p>	<p>A</p>												
<p>評定</p>	<p>(評定の決定理由及び指摘事項等)</p> <p>勤務成績を処遇に反映し、かつ、職員の意欲をサポートする新人事制度を決定したことは重要な改革であり、また、基準モデル人材の初期ローテーションの基本型が整理されるなど、全体として中期計画の実施に向けて「順調」な状況である。</p> <p>今後は新人事制度の運用実績や効果の把握が課題となってくる。また、内部で確保すべきマネジメント能力以外の専門性についても検討し、能力開発のあり方を改善していくことが望ましい。</p>															
<p>A</p>																

大項目	7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	
中項目	(2) 人事に関する計画	
小項目	(ロ) 人員に係る指標 期末の常勤職員数を期初の3人減とする。 (参考1) 期初の常勤職員数 1,329人 期末の常勤職員数 1,326人 (参考2) 中期目標期間中の人件費総額見込み 54,925百万円 但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与、技術協力派遣職員給与、法定福利費及び児童手当拠出金に相当する範囲の費用である。	
業務実績	平成15年度末の常勤職員数は1,323名となった。(3月31日で定年退職となる職員を含む。) また、平成15年度(独立行政法人化後)の人件費は、 予算額 7,921,066千円 に対し、 支出実績額 7,483,115千円 を支出した。	
評定方法	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。	
評価	評定	(評定の決定理由及び指摘事項等)
	A	平成15年度末の常勤職員数、及び平成15年度下半期の人件費ともに、概ね予定どおり進行しており、全体として中期計画の実施に向けて「順調」といえる。 今後、現場強化などの事業運営の見直しや業務の外部委託などの方策と人件費総額との関係についても示していく必要がある。

大項目	7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項
中項目	(3) その他中期目標を達成するために必要な事項
小項目	(イ) 監査の充実 外部監査の実施等監査の充実を図り、適正な業務運営を図る。
業務実績	<p>1. 会計監査人による監査 会計監査人(新日本監査法人)による監査を、平成15年度下半期の差引簿及び科目台帳を対象に、平成16年1~3月に実施した。また、平成15年度決算監査については、平成16年6月上旬を予定している。</p> <p>2. 内部監査 内部監査は、理事長直轄の組織である業務監査室が、本部、国内機関、在外機関(プロジェクト等の協力活動現場を含む)の全組織を監査対象とし、書面監査及び実地監査を行っている。監査の種類は1)年間計画書に基づいて実施する定期業務監査及び定期会計監査、2)課題別監査、3)フォロー監査、4)随時監査(抜き打ち監査含む)である。監査結果の報告は直接理事長に行い、関係部署に対しその改善を指示しその内容について取りまとめた報告書を全部署に配布し、再発防止、未然防止への注意喚起を図っている。 平成15年度下半期には、以下の監査を実施した。 本部：14部署を対象とした会計監査、業務監査 在外：3在外機関及び1プロジェクトを対象とした業務監査、会計監査 国内：6国内機関を対象とした業務監査、会計監査(うち2機関は抜き打ち監査) また、独法化に伴い新会計規程に沿った監査調書の改定を行った。</p> <p>3. 調達方法に関する監査 在外事務所における契約の現状とあり方をテーマに、公認会計士による調査を行った。調査は、在外事務所における供与機材の高額購入契約及び研修・調査実施等の高額役務契約に係る現行マニュアルの精査及び在外機関での実態について、4在外機関を対象に実施した。公認会計士により監査手法の改善に向けて提言を受け、今後監査のマニュアルの改善を図ると共に、関係部署に対し改善指導を行い質の向上を図っていく。</p> <p>4. 無償資金協力事業に係る技術的監査 無償資金協力事業が適正に行われているか否かを確認するために、平成15年度未までに完工する4案件を対象に、第三者(技術系コンサルタント)による技術的監査を実施した。当該事業が契約(技術仕様、設計図書)に合致して完成しているか否か、設計変更等がなされている場合、適切な手続きが取られていたか否かについて調査を行った。その結果、全案件について無償資金協力ガイドラインに則って事業が適正に実施されていることが確認された。</p>

<p>評定方法</p>	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p>	
<p>評価</p>	<p>評定</p>	<p>・外部監査の実施等監査の充実と監査体制の整備の実績</p>
	<p>A</p>	<p>(評定の決定理由及び指摘事項等)</p> <p>在外事務所における調達方法や無償資金協力の施工管理に関し、外部者による監査を積極的に実施したほか、効果的な内部監査の実施及び監査体制の整備・強化に向けて着実に進んでおり、全体として中期計画の実施に向けて「順調」な状況である。</p> <p>今後、報告書の内容と結果の活用法を明確にし、具体的な改善成果を示していくことが望ましい。</p>

大項目	7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項
中項目	(3) その他中期目標を達成するために必要な事項
小項目	(口) 各年度の業績評価 各年度の業績に関し、外部有識者を含めて法人内部で評価を行い、業務運営に反映させる。
業務実績	<p>年度計画に基づき執行された各事項の業績について、外部有識者を含めて内部で評価を行い、その結果を以降の業務運営に反映させる体制を確立するため、平成15年度下半期には以下のことに取り組んだ。</p> <p>1. 組織体制の整備 総務部に業績評価の専管部署を設置するとともに、機構内部での業績評価・報告等にかかる審議を行うため、「業績評価委員会」を設置した。同委員会委員長が委員会における検討結果につき、理事会に報告することによって、業務運営に反映させる組織的仕組みが整った。なお、内部での審議の過程への外部有識者の参画により自己評価の質の向上と客観性の担保を図るため、外部有識者の参画の仕組みや人選などについて検討し、15年度業績報告の検討から外部有識者の参画を得ることとした。</p> <p>(参考) 業績評価委員会の構成員：総務部関係業務担当理事、同副担当理事、理事長室長、総務部長、人事部長、経理部長、企画・調整部長</p> <p>2. 業務運営への反映のための仕組み作り 法人としての年度計画や業績評価の結果を業務運営に反映させるため、組織運営や人事評価と連動させるための基盤を整えた。具体的には、機構の年度計画の達成を各部署の業務運営と連動させるため「部署別年間業務計画」を導入し、担当理事の下、各部署が責任をもって年度計画等の所管事項に取り組む仕組みを整備した。また、16年度から導入する新人事評価制度では、部長の人事評価(課題遂行度)を部署別年間業務計画の達成度と関連づけたものとした。</p> <p>3. 機構内部への制度の周知と業績情報の共有化 年度計画の策定から進捗管理、実績報告に至る業績評価の一連の流れを各部署と共有するデータベースを使って行える仕組みを整備し、業務実績報告に必要な情報が確実に蓄積されるようにした。また、中期目標・中期計画にもとづく業務実績評価の仕組みについて職員が理解を深められるよう機構としての業績監理・評価マニュアルを策定し配付した。</p>
評価方法	<p>独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。</p> <p>・ 内部評価の実施と評価結果に関する業務運営への反映状況</p>

評価	評定	(評定の決定理由及び指摘事項等)
	A	<p>業務実績の報告と業務運営への反映のための仕組みが整えられ、全体として中期計画の実施に向けて「順調」な状況といえる。</p> <p>今後、業績評価委員会の実効性や業務運営への反映状況等の成果について注視していく必要がある。また、評価の重要性やアカウントビリティーの必要性にも鑑み、広報部門との連携も含めた一層の制度の充実を望みたい。</p>